

事務事業名	公用車管理事業
-------	---------

所管	総務部総務課				
実施期間	平成	17	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目
	01		02	01	06
	一般会計		総務費	総務管理費	財産管理費
対象者	市職員				対象者数など 約500人
根拠法令等	道路交通法、庄原市庁用自動車管理規則、庄原市職員交通事故処理規程、広島県生活環境の保全等に関する条例				
HPアドレス					
実施目的	・職員が公務利用する車両（公用車）の適正な維持管理及び効率的な運行管理を行う。 ・安全運転の励行・徹底と交通事故の防止を図る。				
事務事業の概要	○公用車の適正な維持管理（車検・定期点検、整備修繕、タイヤ交換等） ○効率的な公用車利用の推進 ・公用車利用基準に基づく市外出張での利用 ○公用車の適正配置及び計画的な更新 ・職種・職員数に応じた配置基準に基づく削減 ・車両の更新、導入基準に基づく配備 ・地球温暖化防止及び防災体制充実の観点から電動車の導入 ○安全運転の励行及び交通事故防止に向けた取り組み ・免許証の確認 ・安全運転管理者・整備管理者の配備 ・定期点検の実施（毎週水曜日） ・交通安全講習会の開催 ・アルコールチェックの実施				
年度別実績概要	令和3年度	○職員による公務利用車両台数（特殊車両を除く）：133台 ○職員・職員数に応じた配置基準に基づく削減・・・競売・廃車：14台 ○購入・・・14台（うち、電動車7台） ○交通安全講習会の開催（本庁・各支所）・・・参加人数（140人） ○事故処理委員会 開催なし			
	令和4年度	○職員による公務利用車両台数（特殊車両を除く）：127台 ○職員・職員数に応じた配置基準に基づく削減・・・競売・廃車：10台 ○購入・・・7台（うち、電動車2台） ○交通安全講習会の開催（本庁・各支所）・・・参加人数（115人） ○事故処理委員会 開催なし			
	令和5年度	○職員による公務利用車両台数（特殊車両を除く）：125台 ○職員・職員数に応じた配置基準に基づく削減・・・競売・廃車：11台 ○購入・・・8台（うち、電動車1台） ○交通安全講習会の開催（本庁・各支所）・・・参加人数（122人） ○事故処理委員会 開催なし			

実績指標			(単位:千円)				
事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	公用車管理事業	公用車の運行・維持管理経費	44,411	30,553	31,906	106,870
							0
							0
			計	44,411	30,553	31,906	106,870
	財源	国県支出金					0
		地方債	総務管理債(電動車整備事業)			1,800	1,800
		その他	災害共済金、企業版ふるさと納税、グリーンエネルギー自動車導入事業費補助金等	6,206	7,034	509	13,749
一般財源			38,205	23,519	29,597	91,321	

※R5は当初予算額

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 （アウトプット）	1 職員による公務利用車両台数（特殊車両除く）	台		133	127	125	385
	2 交通安全講習会参加者数	人		140	115	122	377
	3						0
成果 （アウトカム）	1 運転者（職員）起因による事故件数	件		21	22	9	52
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	公用車管理事業
-------	---------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 市職員					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	現行どおり
視点	- 市全体の事務事業を効率的に執行するため、現在(R6.4.1時点)の車両台数を維持する。 - 適正な維持管理を行うとともに、地球温暖化防止や防災体制充実の視点も持ちつつ、計画的な更新を行う。
課題	低炭素社会の実現に向け電動車等の導入を進めているが、導入経費の増加を伴うため、公用車の更新計画全体の見直しが必要となっている。

事務事業名 住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)

所管	総務		部	行政管理		課
実施期間	令和	2	年度～	令和	7	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	02	01	03	0404	
	一般会計	総務費	総務管理費	文書広報費	住民告知放送事業	
対象者	市民・事業主				対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	市内全域に整備された超高速情報通信網を活用し、音声で告知することができる住民告知端末を個人宅や事業所等に設置することにより、緊急情報や行政情報などを迅速かつ正確に伝達している。この住民告知端末設置に係る初期設定等の経済的負担を軽減することにより、告知端末の設置促進を図ることを目的としている。					
事務事業の概要	平成27年10月のサービス開始以降、市民や事業所等への住民告知端末の早期設置を目的として、初期設定経費等（初期設定経費及び標準工事費）22,800円（税抜き）を令和2年3月末申請分まで市が負担し、住民告知端末の設置を進めてきた。 令和2年度以降、補助対象者からの申請により、初期設定経費等を補助することとして事業を行っており、転入や新規事業所、非課税世帯などへ補助を行っている。					
	1 要綱名 庄原市告知端末の初期設定等に係る補助金交付要綱					
	2 補助対象者 （1）告知端末の使用料について無料である旨の決定を受けた者で、下記のいずれかに該当する者 （ア）転入、転居により新たに生じた世帯に属する者 （イ）新たに事業所等を設置した者 （ウ）市民税非課税世帯に属する者 【告知端末の使用料が無料となる場合】 庄原市に住民票があり、その住所地に設置する場合、または、事業主等が市内に所有する事務所等に設置する場合、1回線1台までが無料となる。					
	3 対象経費 初期設定経費等（初期設定経費及び標準工事費）					
年度別実績概要	令和3年度	告知端末新規設置件数 80件 補助金交付実績 56件 1,077,000円				
	令和4年度	告知端末新規設置件数 55件 補助金交付実績 30件 628,920円				
	令和5年度	告知端末新規設置件数 42件 補助金交付実績 18件 353,320円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	庄原市告知端末初期設定等補助金	1,077	629	354	2,060
							0
							0
		計		1,077	629	354	2,060
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		1,077	629	354	2,060

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 新規設置件数	件		80	55	42	177
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 補助金対象件数	件		56	30	18	104
	2 補助金交付額	円		1,077,000	628,920	353,320	2,059,240
	3						0
備考							

事務事業名	住民告知放送事業(庄原市告知端末初期設定等補助金)
-------	---------------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優 先 度	C				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認 知 度	C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有 効 性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 市民・事業主					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代 替 性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	C				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	終了
-------	----

視点	音声で災害などの緊急情報を告知することができるため、地域住民や事業所などで働く人の安心安全を守ることや、行政情報などのタイムリーな告知により、住民の利便性向上にも繋がっている。 告知端末の設置費用及び使用料は無料であり、光回線の初期費用の補助を行うことは、告知端末の設置の促進につながっているが、現行の制度は、転入者や新規事業者に限られた制度となっているため、補助対象者は減少している。本要綱による補助実績とその効果を踏まえ、今後の事業のあり方について意見を求める。
課題	現在、インターネットの利用機会が急増し、光回線(インターネット)の設置相談は増加している一方で、住民告知端末の設置は増えていない。 災害時の緊急情報や行政情報などは、市公式HP・FB・LINEなどからもタイムリーに情報発信しており、スマートフォン等の携帯端末から情報を取得する人が多く、住民告知端末の設置を希望しない住民が増えている。 また、令和6年3月末現在、住民告知端末の加入率は74.1%と高い水準となっており、一定の成果は上がっているため、補助事業としては一旦終了し、課題や成果を検証することで、今後の住民告知端末事業について精査する。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名 庄原市土地開発公社運営補助金						
所管	総務 部 管財 課					
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款		項	
	01	02	01	06	0401	
	一般会計		総務費		総務管理費	
対象者	庄原市土地開発公社				対象者数など	
根拠法令等	庄原市補助金交付規則					
HPアドレス						
実施目的	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に代わって土地の先行取得、管理及び処分等を行い、もって地域の秩序ある整備と庄原市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。					
事務事業の概要	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、地方公共団体に代わって土地の先行取得、管理及び処分等を行う。					
年度別実績概要	令和3年度	交付額 74千円 理事会2回開催(内2回書面決議)				
	令和4年度	交付額 74千円 理事会2回開催(内2回書面決議)				
	令和5年度	交付額 75千円 理事会2回開催(内2回書面決議)				

実績指標 (単位:千円)

項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	補助金	74	74	75	223
	事業費				0
					0
	計	74	74	75	223
	国県支出金				0
財源	地方債				0
	その他				0
	一般財源	74	74	75	223

指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 理事会開催	回	2	2	2	6
	2					0
	3					0
成果 (アウトカム)	1 公有地取得・処分	件	0	0	0	0
	2					0
	3					0
備考						

事務事業名	庄原市土地開発公社運営補助金
-------	----------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=-1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優 先 度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認 知 度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有 効 性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者: 庄原市土地開発公社						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代 替 性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	土地開発公社の設立当時は、土地の価格が上昇していた時代で、公共施設の建設などに必要な公有地を、地価が値上がりする前に確保する役割を果たしてきたが、近年は、地価が年々下落する状況で迅速な土地取得の必要性が薄れてきている。しかし、土地開発公社を解散し再度設立するには、費用や議会議決、認可など相当の手続き等が必要となるため、当面、経費の縮減を図りながら現行どおり運営することが適当と考えるが、存続を含め今後の事業のあり方について意見を求める。	
課題	平成25年度に旧ニッツツグランドの土地11,919.99㎡を市に売却して以降、保有する土地や新たな先行取得の予定がないため、土地開発公社の存続の是非を検討する必要がある。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	庄原地区租税教育推進協議会負担金
-------	------------------

所管	総務 部 税務 課			
実施期間	平成	5	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目
	01	02	02	01
	一般会計	総務費	徴税費	税務総務費
対象者	市内の児童・生徒			対象者数など
根拠法令等				
HPアドレス				
実施目的	庄原市内の国税関係機関、地方税関係機関及び教育関係機関が協力し、庄原市における租税教育の推進及び租税教育の充実のため環境整備を行うことを目的とする。			
事務事業の概要	1 租税作品の募集・展示・表彰について 高校生の「税に関する作文」の募集に取り組むほか、全国納税貯蓄組合連合会主催の中学生の「税に関する作文・習字」、公益社団法人庄原法人会主催の小学生の「税に関する絵はがきコンクール」、庄原間税会主催の小・中学生の「税の標語」の作品募集について、支援している。 応募のあった作品については、税を考える週間に市内大型店舗への展示を行うほか、市役所の本庁・各支所や税務署にも順次展示している。 また、租税作品の入賞作品については、表彰式の開催の支援を行っている。 2 租税教室の開催 小・中学校に対して、租税作品募集と連携した夏休み前の開催依頼を行い、租税教室未実施校に対し、各学校への個別訪問による租税教室への開催案内を行っている。 また、高等学校については、租税教室開催割合が低調なため、高校生の作品募集と併せ、個別訪問による租税教室の開催を行うなど、あらゆる機会を捉えて積極的かつ継続的な開催依頼を行っている。 さらに、引き続きDVDを使用した税の使いみちを中心とした租税教室を開催するとともに、より学校のニーズに応じた租税教室の開催に向け、その内容の充実に努めている。			
年度別実績概要	令和3年度	負担金:10,000円		
	令和4年度	負担金:10,000円		
	令和5年度	負担金:10,000円		

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費	負担金	10	10	10	30
事業費 (インプット)						0
						0
		計	10	10	10	30
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	10	10	10	30

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 小学校租税教室開催状況	校		14	15	15	44
	2 中学校租税教室開催状況	校		0	3	5	8
	3 高校租税教室開催状況	校		0	1	2	3
成果 (アウトカム)	1 税に関する作文の応募数	編		173	127	140	440
	2 税の習字・標語の応募数(標語は平成26)	点		1,336	1,236	1,250	3,822
	3 税に関する絵はがきコンクールの応募数	葉		228	205	258	691
備考							

事務事業名	庄原地区租税教育推進協議会負担金
-------	------------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者: 市内の児童・生徒						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	平成27年度から税務課が開始した納税意識啓発事業「税に関するポスター募集」については、令和元年度をもって終了としたため、庄原地区租税教育推進協議会の租税作品募集事業と連携した取り組みを実施し、負担金については、内容の精査を行い、令和2年度から10千円とした。(協議会会則第13条により、国県市が運営経費を負担。R5内訳:国県18千円、市10千円) なお、関係団体が実施の租税作品募集に対し、市から副賞代として、15千円を別途予算化している。
課題	庄原地区租税教育推進協議会の租税作品募集事業においては、令和2年度から連携した取り組みができているが、コロナ禍により租税教室の開催が困難な状況にあった。特に中学校・高校での実施が難しい状況にあり、学校としては、授業を優先したい考えもあるようである。租税教室開催について引き続き、各学校との協議を行い、取り組んでいきたい。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	庄原市LED防犯灯設置補助金
-------	----------------

所管	総務		部	危機管理		課
実施期間	平成	23	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	02	01	01	0406	
	一般会計	総務費	総務管理費	一般管理費	防犯関係事業	
対象者	市内自治振興区及び自治会等の住民自治組織				対象者数など	
根拠法令等	庄原市LED防犯灯設置補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	防犯を目的としたLEDの照明器具を設置する住民自治組織に対し予算の範囲内において補助金を交付し、住民生活の安全確保と地球環境対策を推進する。					
事務事業の概要	対象経費:LED防犯灯の新設に要する経費 補助金額:LED防犯灯1基当たりの設置に要する経費の3分の2の額(1,000円未満切り捨て) 補助上限:4万2千円 ※平成21年度から平成22年度までに、庄原市防犯灯設置補助金交付要綱(平成23年6月廃止)の規定により補助金の交付を受け設置をし、2年を超えた防犯灯のうち、LED照明以外の照明の防犯灯からLED照明への初回の更新に限り、本補助金の補助対象とする。					
年度別実績概要	令和3年度	11基(庄原地域7基、東城地域4基)				
	令和4年度	17基(庄原地域13基、西城地域1基、東城地域1基、高野地域1基地、総領地域1基)				
	令和5年度	27基(庄原地域18基、西城地域3基、東城地域1基、口和地域1基、高野地域1基、総領地域3基)				

実績指標

(単位:千円)

	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費						
事業費 (インプット)	補助金		LED防犯灯設置	268	509	500	1,277
							0
							0
			計	268	509	500	1,277
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		268	509	500	1,277

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助事業によるLED防犯灯新設基数	基		11	17	27	55
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1							0
	2							0
	3							0
備考	※成果:防犯灯設置による夜間の地域安全度向上							

事務事業名	庄原市LED防犯灯設置補助金
-------	----------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者：市内自治振興区及び自治会等の住民自治組織						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		拡充
視点	本事業は、限られた予算の中で事業効果を高めるためLED照明の新規設置のみを対象とし、LED照明以外からLED照明への更新は対象外(旧庄原市防犯灯設置補助金交付要綱により設置した一部の防犯灯を除く)としている。 本事業の主旨は住民生活の安全確保とあわせ地球環境対策の推進のためとしており、さらに、本市では、市全体で脱炭素社会の実現に向けた取り組みを進めるとして令和6年4月8日に「庄原市ゼロカーボンシティ宣言」を行っていることを踏まえて、LED照明以外からLED照明への初回更新を対象とすべきと考え、意見を求める。	
課題	既設のLED照明以外の照明の防犯灯を更新する際、本事業の対象としていない。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	収入印紙等販売
-------	---------

所管	部 会計 課				
実施期間	平成	19	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	02	01	14	0401
	一般会計	総務費	総務管理費	諸費	一般諸費
対象者	来庁者			対象者数など	
根拠法令等					
HPアドレス					
実施目的	パスポートの申請をはじめ市役所に来られた方の利便性の向上のため収入印紙及び切手類を販売する。				
事務事業の概要	郵便切手類販売等に関する法律に基づき日本郵便株式会社と委託契約を締結し、希望される来庁者に収入印紙及び切手類を販売する。 取扱種類 収入印紙：10,000円、5,000円、4,000円、2,000円、1,000円、500円、200円、100円、50円 切手類：120円、94円、84円、63円、10円、はがき （参考）パスポート申請にかかる所要の印紙：14,000円(10年)、9,000円(5年)				
年度別実績概要	令和3年度	販売実績 収入印紙：785,200円、切手類：19,299円			
	令和4年度	販売実績 収入印紙：1,694,700円、切手類：35,780円			
	令和5年度	販売実績 収入印紙：3,512,100円、切手類：30,585円			

実績指標

（単位：千円）

	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費					
事業費 (インプット)	消耗品費	収入印紙等買受	800	1,779	3,827	6,406
						0
						0
		計	800	1,779	3,827	6,406
	国県支出金					0
	地方債					0
	その他	収入印紙等販売収入	800	1,730	3,543	6,073
財源	一般財源		0	49	284	333

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1						0
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考	パスポート受理時に事前に印紙を用意する必要がない、来庁のついでに切手類を購入できるなど、利便性の向上を図ることができている。						

事務事業名	収入印紙等販売
-------	---------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者: 来庁者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	パスポート受理時に事前に印紙を用意する必要がない、来庁のついでに切手類を購入できるなど、利便性の向上を図ることができている。
課題	高額な印紙等を取り扱うため、現金や現物の在庫管理を徹底する必要がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市買物弱者対策支援事業					
所管	生活福祉		部	社会福祉		課	
実施期間	令和	4	年度～	令和	6	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01		03		01		01
	一般会計		民生費		社会福祉費		社会福祉総務費
対象者	移動販売事業者					対象者数など	5事業者
根拠法令等	庄原市買物弱者対策支援事業実施要綱						
HPアドレス							
実施目的	移動販売による高齢者等の買い物支援及び見守り活動を促進するため、事業者の活動に対し奨励金を交付することで、高齢者が住み慣れた地域で住み続けることができる環境づくりを進める。						
事務事業の概要	市内に主たる事業所を置く法人または個人事業主・自治振興区・NPOで、週2日以上移動販売において高齢者等の見守り活動を行う事業者に対し、移動販売車購入等補助金および高齢者等見守り活動奨励金を交付する。 ○移動販売車購入補助金 移動販売車の購入又は更新に係る経費の2分の1以内（上限1,500千円） ○高齢者等見守り活動奨励金 補助対象者が実施する見守り活動に対して、世帯数に応じた額 見守り世帯15世帯以上 10,000円/月（年額120,000円） ※令和5年度までは見守り世帯20世帯以上 見守り世帯30世帯以上 15,000円/月（年額180,000円） 見守り世帯40世帯以上 20,000円/月（年額240,000円） 見守り世帯50世帯以上 30,000円/月（年額360,000円） ※サロン等への集まりの場の人数カウントは1/2換算、施設入所者は除く ※件数は実世帯数						
年度別実績概要	令和3年度						
	令和4年度	移動販売見守り奨励金 事業者:5事業者、交付額:1,380千円					
	令和5年度	移動販売見守り奨励金 事業者:4事業者、交付額:1,440千円					

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	移動販売見守り奨励金	-	1,380	1,440	2,820
							0
							0
	計			0	1,380	1,440	2,820
	財源	国県支出金		-	0	0	0
		地方債		-	0	0	0
		その他		-	0	0	0
		一般財源		0	1,380	1,440	2,820

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	交付対象移動販売事業者数	事業者		-	5	4	9
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	見守り登録世帯数	世帯		-	410	566	976
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	庄原市買物弱者対策支援事業
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者：移動販売事業者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	移動販売事業者への補助金等の交付が事業者の事業継続を支援し、高齢者・障害者等の買物支援および見守り活動の促進を図ることができている。現行の実施要綱が令和6年度末で補助期間が終了するため、補助事業の継続を検討するにあたり、意見を求める。
課題	○本市の人口推計では、75歳以上の高齢者人口は、今後増加傾向にあり、障害者手帳所持者は緩やかな減少傾向にある。本事業は、住み慣れた地域で高齢者・障害者等が生活を続けるために必要な、買い物の場の確保および見守り活動につながると考えられ、事業の終期の延長が必要である。 ○赤字運営の中でも、ボランティアとしての事業継続、見守り奨励金の増額要望がある。 ○車両更新時の事業廃止

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		じん臓障害者通院助成金					
所管	生活福祉		部	社会福祉		課	
実施期間	平成	20	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01		03		01		03
	一般会計		民生費		社会福祉費		障害者福祉費
対象者	血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者					対象者数など 給付者数:33名(R5)	
根拠法令等	庄原市じん臓障害者通院助成事業実施要綱						
HPアドレス							
実施目的	医療機関において、通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減を図り、福祉の増進に資するため。						
事務事業の概要	次のいずれかにより、通院にかかる費用を助成する。 ①自宅の最寄り停留所から医療機関の最寄り停留所までの公共交通機関運賃（バスまたはJR）の半額相当額を助成する。 ②1枚300円分の福祉タクシー券を交付する。（障害者外出支援券交付事業へ計上）						
年度別実績概要	令和3年度	対象者:40名(バス・JR利用者) 助成額:3,848千円					
	令和4年度	対象者:37名(バス・JR利用者) 助成額:3,691千円					
	令和5年度	対象者:33名(バス・JR利用者) 助成額:3,095千円					

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	運賃の半額助成	3,848	3,691	3,095	10,634
							0
							0
		計		3,848	3,691	3,095	10,634
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		3,848	3,691	3,095	10,634

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 通院助成の人数	人		40	37	33	110
	2 助成額	千円		3,848	3,691	3,095	10,634
	3						0
成果 (アウトカム)	1 1人当たりの平均助成額	円		96,200	99,757	93,787	289,744
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	じん臓障害者通院助成金
-------	-------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者：血液透析治療の通院をしている在宅のじん臓機能障害者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	通院により血液透析治療を行う在宅のじん臓機能障害者の経済的負担の軽減は必要であり、今後も継続が必要である。
課題	タクシー券(年間72,000円)か、公共交通機関運賃の半額かを選択することとしているが、バス路線の廃止により、自宅の近くにバス停等がない方の交通費算定について考慮が必要と考える。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		障害者外出支援券交付事業					
所管	生活福祉		部		社会福祉		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01		03		01		03
	一般会計		民生費		社会福祉費		障害者福祉費
対象者	市内に住所を有する障害者手帳所持者及び自動車免許を所持しない者					対象者数など	交付者数:1,037名(R5:全体)
根拠法令等	庄原市障害者外出支援券交付事業実施要綱						
HPアドレス							
実施目的	重度又は中度の障害を有する者の外出に際しての経済的負担の軽減と外出機会及び活動範囲を広めることにより、障害者の社会参加を促進することを目的とする。						
事務事業の概要	次のいずれかにより、外出に際して係る費用を助成する。（選択制） 1. 福祉タクシー券 福祉タクシー券を交付しタクシー利用に係る経費を助成する。 (対象者)①身体障害者手帳1級、2級、3級又は4級のもの ②療育手帳OA、A、OBのもの、 ③精神障害者保健福祉手帳1級又は2級のもの (助成額)1枚300円×72枚(年間21,600円) 2. 自動車燃料助成券 自動車燃料助成券を交付し、自動車燃料費を助成する。 (対象者)福祉タクシー券の対象者で、自動車免許を所持しておらず次の①から③のいずれかに該当する者 ①自家用車を所有し、自動車免許を所持する同居者がある者 ②本人又は自動車免許を所持しない同居者名義の自家用車に乗車する者 ③市内の障害者等施設に住所を有する者で、当該入所者の住民票世帯に自家用車を所有し、自動車免許を所持する同居者がある者						
年度別実績概要	令和3年度	対象者:タクシー券960名 ガソリン券153名 合計1,113名 助成額:15,784千円					
	令和4年度	対象者:タクシー券900名 ガソリン券179名 合計1,079名 助成額:15,550千円					
	令和5年度	対象者:タクシー券857名 ガソリン券180名 合計1,037名 助成額:15,414千円					

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	扶助費	タクシー券又は燃料助成券の交付	15,784	15,550	15,414	46,748
							0
							0
		計		15,784	15,550	15,414	46,748
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		15,784	15,550	15,414	46,748

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	タクシー券・燃料助成券交付人数	人		1,113	1,079	1,037	3,229
	2	助成額	千円		15,784	15,550	15,414	46,748
	3							0
成果 (アウトカム)	1	1人当たりの平均助成額	円		14,181	14,411	14,864	43,456
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	障害者外出支援券交付事業
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者: 市内に住所を有する障害者手帳所持者及び自動車免許を所持しない者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	タクシー券又は自動車燃料助成券を交付し、障害者の外出に係る経費を助成することにより、対象障害者の経済的負担を軽減し、外出機会・活動範囲を広め社会参加の促進に寄与しているため、今後も事業継続が必要である。
課題	市内のタクシー事業者の減少や運転手の不足・高齢化などにより、夜間や緊急時の外出が困難な場面が生じていることから、平成30年4月に自動車燃料助成券を導入し、外出方法を「タクシー又は家族の車」に拡大し、どちらかを選択交付できるよう制度改正を行っている。しかしながら、近年のガソリン価格高騰により、タクシー券・燃料助成券1枚あたりの単価改定を求める声もあり、単価や1人当たりの助成額が適正であるか、考察も必要である。

事務事業名	庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業
-------	---------------------

所管	生活福祉		部	高齢者福祉		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項		目	事業
	01	03	01		02	1611
	一般会計	民生費	社会福祉費		老人福祉費	ひとり暮らし高齢者等巡回相談員事業
対象者	高齢者				対象者数など	1,073世帯(R6.3月末現在)
根拠法令等	庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業実施要綱					
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/health/koreisha/cat04/post_553.html					
実施目的	日常生活において、ひとり暮らしの状態にある高齢者等の世帯に、ひとり暮らし高齢者等巡回相談員が訪問することで、当該高齢者等と地域社会の融和を促進するとともに、生活の不安解消によって福祉の増進に資する。					
事務事業の概要	1 訪問対象者 市内に住所を有する75歳以上の単身世帯、又は次の各号のいずれかに該当する世帯で市長が特に必要と認めた世帯とする。 ①75歳以上の者のみで構成される世帯 ②重度の障害を有する単身世帯 ③65歳以上75歳未満の要介護の単身世帯 2 事業内容 巡回相談員が対象世帯を訪問し、次に掲げるもののうち、当該世帯の実情に即応した業務を行うものとする。 ①自らの生活向上に意欲を高めるように指導すること ②生活、身上に関して安否の確認をすること ③その他対象世帯の福祉増進を図るうえで必要なこと。 3 訪問回数 おおむね月4回 4 巡回相談員の委嘱 本事業に理解と熱意のある者で自治振興区の推薦があった者 5 巡回相談員の任期 3年 6 報償費 月額6,000円					
年度別実績概要	令和3年度	巡回相談員数160人(庄原59人、西城19人、東城38人、口和14人、高野9人、比和13人、総領8人) 対象者数1,098人(庄原399世帯、西城157世帯、東城220世帯、口和88世帯、高野56世帯、比和94世帯、総領84世帯)				
	令和4年度	巡回相談員数161人(庄原60人、西城19人、東城38人、口和14人、高野9人、比和13人、総領8人) 対象者数1,108人(庄原394世帯、西城154世帯、東城227世帯、口和96世帯、高野44世帯、比和98世帯、総領95世帯)				
	令和5年度	巡回相談員数160人(庄原60人、西城19人、東城38人、口和14人、高野8人、比和13人、総領8人) 対象者数1,073人(庄原397世帯、西城144世帯、東城208世帯、口和98世帯、高野46世帯、比和102世帯、総領78世帯)				

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R3	R4	R5	計	
事業費 (インプット)	事業費	報償費	巡回相談員(月額6千円/人)	11,220	11,508	11,460	34,188
		役務費	傷害保険料、振込手数料	83	82	82	247
		補助金	各地域巡回相談員連絡協議会補助金	50	100	160	310
		計	11,353	11,690	11,702	34,745	
	財源	国県支出金		0	0	0	0
		地方債		0	0	0	0
		その他		0	0	0	0
		一般財源		11,353	11,690	11,702	34,745

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 巡回相談員数	人		160	161	160	481
	2 対象者世帯数	世帯		1,098	1,108	1,073	3,279
	3						0
成果 (アウトカム)	1 孤独死	人		0	0	0	0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市ひとり暮らし高齢者等巡回相談事業
-------	---------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 高齢者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点

過疎化・少子高齢化により、高齢者と地域のつながりが希薄化するとともに、見守り等の地域における互助力に格差が生じつつあるなかで、本事業は高齢者の孤独死及び引きこもり防止、生活不安を解消するために必要性の高い事業と考えるため、現行どおりとすることについて、意見を求める。

課題

今後、過疎化・少子高齢化が進行するなか、本事業の人材確保および効率的・効果的な事業展開が必要であると考える。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		在宅高齢者介護用品支給事業					
所管	生活福祉		部		高齢者福祉		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項		目		事業
	08	03	02		05		3401
	介護保険特別会計	地域支援事業費	包括的支援事業 任意事業費		任意事業費		包括的支援事業・任意事業 家族介護支援事業
対象者	要介護者の主たる介護者または要介護者本人					対象者数など 約180人	
根拠法令等	庄原市在宅高齢者紙おむつ購入助成券交付要綱						
HPアドレス	https://www.cityv.shobara.hiroshima.jp/main/health/koreisha/cat01/post_1568.html						
実施目的	重度の介護を要する在宅高齢者を介護している者又は当該在宅高齢者に、紙おむつ購入助成券を交付し、介護者の精神的及び経済的な負担の軽減を図る						
事務事業の概要	（支給対象者） ・重度の介護を要する在宅高齢者の主たる介護者（介護者がいないときは在宅高齢者本人）であって、申請書の提出年度において市町村民税非課税世帯に属していること。 【在宅高齢者】 市内に住所を有し、現に居住し、紙おむつを必要とする状態にある要介護3・4・5の認定を受けている者 【介護者】 在宅高齢者と原則として同居し、継続介護している者 （助成券の額等） ・助成券の額は1枚につき3,000円 ・助成券の交付は、3か月分（6枚）を一括して、年4回に分けて窓口交付する。 ※助成券1枚当たりの額は、3,000円、1か月の使用可能枚数は2枚。最大で3,000円×24枚＝72,000円／年となる。 （使用の方法） ・市に登録した事業協力店で、助成券を使用して紙おむつ等を購入する。 - 事業協力店は、受け取った助成券を1ヶ月ごとに取りまとめ、市へ請求する。 ・助成券の使用期限は、交付した日から交付年度の末日までとする。 ・病院へ入院または介護保険施設等に入所している期間は使用できない。 （購入できる品目） 紙おむつ、紙パンツ、おむつカバー、尿取りパッド、ポータブルトイレ用消臭剤、防水シート、介護用手袋、清拭剤						
	年度別実績概要	令和3年度 ■交付枚数:3,118枚（相当額:9,354,000円） ■交付人数:188人（要介護3:94人/要介護4:59人/要介護5:35人） ■協力事業者数:26店 ■回収（使用）済み枚数:2,606枚（支払対象額:7,756,768円） 令和4年度 ■交付枚数:2,882枚（相当額:8,646,000円） ■交付人数:180人（要介護3:101人/要介護4:43人/要介護5:36人） ■協力事業者数:27店 ■回収（使用）済み枚数:2,535枚（支払対象額:7,582,866円） 令和5年度 ■交付枚数:2,866枚（相当額:8,598,000円） ■交付人数:167人（要介護3:85人/要介護4:58人/要介護5:24人） ■協力事業者数:27店 ■回収（使用）済み枚数:2,411枚（支払対象額:7,188,333円）					

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	扶助費	おむつ券の使用による事業協力店への支払	7,757	7,583	7,189	22,529
		印刷製本費	紙おむつ助成券の印刷費	0	0	0	0
							0
		計			7,757	7,583	7,189
	財源	国県支出金	国県負担金	2,986	2,919	2,768	8,673
		地方債					0
		その他	第1号保険料分(介保特会:一般財源)	1,784	1,744	1,653	5,181
		一般財源		2,987	2,920	2,768	8,675

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 交付人数	人		188	180	167	535
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 使用率【回収(使用)枚数/交付枚数】	%		84	88	84	256
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名		在宅高齢者介護用品支給事業				
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者： 要介護者の主たる介護者または要介護者本人						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		縮小
視点	本支給事業の目的は、住み慣れた在宅での高齢者の生活を支える介護者を慰労しようとする介護保険の地域支援事業・任意事業における「家族介護者支援事業」である。 しかし、平成27年度から原則として任意事業の対象外となっており、現在激変緩和措置が継続されているが、事業の実施にあたっては、廃止・縮小に向けた具体的方策の検討が条件となっている。(R5.12.22厚生労働省事務連絡) このことから、第8期介護保険事業計画期間中(令和3～5年度)に枚数を1枚減らし、3か月毎に発行するよう事業を縮小したが、第9期期間中(令和6～8年度)においても、引き続き廃止・縮小に向けた検討が必要である。 なお、令和4年度に実施した在宅介護実態調査では、「おむつ券を使用していない」と回答した介護者は33.9%であった。 今後の制度設計の参考とするため、交付要件や支給内容の見直し等の必要性について意見を求める。	
課題	本事業は、高齢者の自立支援及び在宅生活継続の観点から、介護者の精神的、経済的負担の軽減を図る有効な事業の一つである。 しかし、地域支援事業の対象事業から除外された場合、本事業を継続するには介護保険料から100%支出することとなるため、介護保険料の上昇が見込まれる。 本市においては、要介護3以上の方のニーズが高いことから、要介護3以上を交付要件としているが、事業を縮小する場合は、交付要件を要介護4以上とする、交付枚数を減らす等の判断が必要である。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		地域デイホーム活動支援事業				
所管	生活福祉		部	高齢者福祉		課
実施期間	平成	22	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	1	3	1	2	1612	
	一般会計	民生費	社会福祉費	老人福祉費	デイホーム事業	
対象者	在宅の概ね65歳以上の高齢者等				対象者数など	14,083人(R6.3.31、65歳以上人口)
根拠法令等	第9期庄原市高齢者福祉計画・介護保険事業計画、庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱					
HPアドレス	https://www.cityv.shobara.hiroshima.jp/main/health/koreisha/cat04/post_1251.html					
実施目的	地域の高齢者等を対象にデイホーム活動を実施する自治振興区等の公共的団体に補助金を交付し、高齢者の健康寿命の確保及び地域の福祉力の醸成に資する。					
事務事業の概要	【事業内容】 次の事業内容を基本とし、デイホーム活動1回当たり4時間程度実施。 ①情報交換及び生活相談 ②健康確認 ③介護予防レクリエーション ④食事 ⑤交流					
	【対象者等】 在宅の概ね65歳以上の高齢者等を対象とし、1回当たりの参加者は10人を標準とし、5人以上概ね30人以下とする。					
	【補助内容】 ①基本助成 4,000円／回 ②参加人数割助成 400円／人・回 ③準備助成 30,000円／年(新規会場1回限り)					
	【令和2年度に要綱の見直しを実施】 ①対象者：高齢者→高齢者等(障害者等も対象)、②対象年齢：概ね70歳以上→概ね65歳以上、③実施時間：5時間程度→4時間程度 ※見直し理由…高齢化による負担増への対応、地域共生社会の実現に向けた障害者等の包括支援					
年度別実績概要	令和3年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				
	令和4年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				
	令和5年度	地域デイホーム事業を実施した団体に対し、開催回数や参加者数等に応じて補助金を交付し、健康寿命の確保と地域福祉力の醸成を図った。				

実績指標

(単位:千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	補助金	地域デイホーム活動支援事業補助金	3,296	4,956	6,404	14,656
						0
						0
		計	3,296	4,956	6,404	14,656
	国県支出金					0
財源	地方債					0
	その他					0
	一般財源		3,296	4,956	6,404	14,656

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 実施団体数	団体	34	27	26	31	84
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 開催回数	回	778	379	586	699	1,664
	2 延参加者数	人	10,215	4,450	6,530	8,870	19,850
	3						0
備考	基準値は、令和元年度の数値						

事務事業名	地域デイホーム活動支援事業
-------	---------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	A			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者： 在宅の概ね65歳以上の高齢者等				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	A			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価

現行どおり

視 点	地域デイホームは、市が高齢者の社会参加の機会として推進している「集まりの場」のひとつである。また、住民互助のベースとなる日常的なつながりや、体操等による運動の場となり、地域福祉力の醸成及び介護予防の観点において重要かつ基礎的な場である。デイホーム活動を楽しみにしている高齢者もあり、概ね目的を達成していると考えている。
課 題	① 新型コロナウイルス感染症の5類移行の影響もあり、休止していたデイホームの再開や新規会場の開催など、コロナ前の状況に戻りつつある。しかし、デイホームの世話人や参加者の高齢化等による世話人の負担感の増大や、後継者不足の状況は継続している。 ② 地域によっては、参加者数の減少により開催しても補助対象とならない回が生じている。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		こどもまつり(実行委員会負担金)				
所管	生活福祉		部	児童福祉		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	03	02	05	1802	
	一般会計	民生費	児童福祉費	子育て支援事業	子育て支援センター事業	
対象者	子育て世帯及び市民				対象者数など	500人
根拠法令等						
HPアドレス						
実施目的	子育てネットワークの推進を図る。 地域ぐるみで世代を超えて、こどもを守り育てる風土作りをめざす。 秋の自然の中であそび体験とおし自然にふれる喜びと子育ての楽しみを見つける。					
事務事業の概要	主催：庄原市こどもまつり実行委員会（約22団体） 開催時期：10月～11月 日曜日または、祝日 10:00～14:00 開催場所：旧庄原地域の参加者が集まりやすく広場等のある場所 予算：70千円 内容：パネル展示/バザー/あそびのコーナー/緊急車両展示と試乗体験等					
年度別実績概要	令和3年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止				
	令和4年度	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止				
	令和5年度	令和5年11月4日(土) 庄原市民会館・庄原自治振興センターにおいて開催 遊び・体験コーナー、絵本コーナー、こども服のリサイクル、展示コーナーなど 参加者数：500人				

実績指標 (単位：千円)

		項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	負担金	こどもまつり実行委員会負担金	0	0	70	70
							0
							0
		計		0	0	70	70
	財源	国県支出金				46	46
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		0	0	24	24

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 来場者数	人	2,000	0	0	500	500
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考	イベントの実施により、体を動かす楽しさや体験する喜びを見つけることができ、子育てネットワークの推進を図ることができている。(令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止)						

事務事業名	こどもまつり(実行委員会負担金)
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者：子育て世帯及び市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	C				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視 点	イベントの実施により、体を動かす楽しさや体験する喜びを見つけることができ、子育てネットワークの推進を図ることを目的に開催しているが、他に類似するイベントや地域の行事があることや参加団体の高齢化などの課題も踏まえ、今後も継続して事業実施すべきであるかまた、事業のあり方について意見を求める。
課 題	事務局を市が担当しているが、市も参加団体のひとつとして参加していることから、実行委員会の中で事務局体制を別途構築して、運営することがより効果が発揮できるイベントだと考えられる。そのためには、事務局運営に必要な事務費等も含めて予算を増額する検討も必要だと考える。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		チャイルドシート購入助成					
所管	生活福祉		部		児童福祉		課
実施期間	平成	27	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	1		3		2		5
	一般会計		民生費		児童福祉費		子育て支援事業
対象者	乳幼児用チャイルドシートを購入した保護者					対象者数など	80
根拠法令等	庄原市チャイルドシート購入助成金交付要綱						
HPアドレス							
実施目的	次代を担う乳幼児の健やかな成長を願い、子育て家庭の経済負担の軽減を図る。						
事務事業の概要	対象者：乳幼児用のチャイルドシートを購入した保護者（同一の乳幼児につき一回限り） 対象となる乳幼児：6歳まで 助成額：購入額の1/3（上限5,000円）						
年度別実績概要	令和3年度	交付件数：79件 交付額：346千円					
	令和4年度	交付件数：70件 交付額：307千円					
	令和5年度	交付件数：52件 交付額：225千円					

実績指標 (単位：千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	チャイルドシート購入助成金	346	307	225	878
							0
							0
			計	346	307	225	878
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		346	307	225	878

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助金交付件数	件		79	70	52	201
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	補助金交付額	千円		346	307	225	878
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名		チャイルドシート購入助成				
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者：乳幼児用チャイルドシートを購入した保護者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	チャイルドシート購入助成は、チャイルドシートの使用の普及促進を図り、交通安全対策を目的として始まった事業であるが、子育て支援として保護者の経済負担の軽減を図るため、継続された事業である。本市においては、令和2年度以降、子の成長段階に応じた包括的な子育て支援の再構築を進め、出産祝金などの見直しも行って来た。出産祝金や保育料の軽減、応援金などの子育て世帯に対する経済負担の軽減を図る事業も増加したことなどを踏まえ、今後も事業実施すべきであるか事業のあり方について意見を求める。	
課題	出生前後では訪問時や届け出の際に、制度の周知が充分に行われているが、数年後に購入された方へは広報誌やHPでの周知のみとなっている。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		青少年育成庄原市民会議補助事業					
所管	生活福祉		部	児童福祉		課	
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項		目	事業	
	01	03	02		01	1802	
	一般会計	民生費	児童福祉費		児童福祉総務費	児童福祉総務事業	
対象者	市民					対象者数など	1団体
根拠法令等							
HPアドレス							
実施目的	青少年育成庄原市民会議に補助することにより、当該団体の活動を推進し、次代の庄原市を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とする。						
事務事業の概要	青少年育成庄原市民会議活動に対する補助金交付。交付した補助金をもとに、当該団体が、各地域にある支部団体（計7団体）の活動助成を行い、支部団体が実施する防犯運動及びあいさつ運動等により、防犯的效果が期待できるほか、備北地区青少年健全育成連絡協議会主催の中学生意見発表大会への協力により、青少年が自らの誇りと責任についての自覚を高めることを助長する。						
年度別実績概要	令和3年度	全体：中学生意見発表大会（R3新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止） 各支部（7支部）への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他					
	令和4年度	全体：中学生意見発表大会、各支部（7支部）への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他					
	令和5年度	全体：中学生意見発表大会、各支部（7支部）への活動助成 各支部：防犯パトロールの実施、あいさつ運動の実施、世代間交流事業 他					

実績指標

（単位：千円）

		項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	青少年育成庄原市民会議補助金	529	529	529	1,587
							0
							0
		計		529	529	529	1,587
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		529	529	529	1,587

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助金交付件数	件		1	1	1	3
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	各支部への活動助成	件		7	7	7	21
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	青少年育成庄原市民会議補助事業
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見
優先度	B			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。			
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。			
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。			
認知度	B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。			
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。			
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。			
有効性	B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。			
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。			
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。			
受益者満足度	A			
※受益者： 市民				
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。			
B	どちらともいえない。			
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)			
市民(納税者)納得度	B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。			
B	どちらともいえない。			
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。			
代替性	C			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。			
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。			
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。			
まちづくり基本条例適合性	B			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。			
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。			
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。			

所管課評価	現行どおり
視点	本事業により、青少年健全育成のための防犯運動及びあいさつ運動を展開することによる防犯的效果等を支援することができている。また、意見発表大会では、中学生たちが日常生活での体験を通して、伝えたいことや考えていることを発表し、相互理解と研鑽を深めあうとともに、その意見に触れ中学生の意識や行動に対する大人の理解を深めることにより、青少年の健全育成に努めている。今後も現行どおりとすることについて意見を求める。
課題	補助金の使途のほとんどが、各支部(支所単位に支部あり)活動への助成であり、いずれの支部も自主財源をもたないため、本補助金等により活動をしている状況がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市日中親善協会負担金					
所管	生活福祉		部	市民生活		課	
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01		02		01		11
	一般会計		総務費		総務管理費		国際交流費
事業	0402 国際交流事業						
対象者	市民					対象者数など	団体会員10、個人会員26
根拠法令等							
HPアドレス							
実施目的	庄原市民の結束と融和をはかり、日中両国の相互理解と交流を促進し、友好発展に貢献することを目的とする。						
事務事業の概要	■庄原市日中親善協会（平成元年設立）の活動に対し、負担金を支出するとともに、各種支援を行っている。 主な事業内容 中国語講座、日本語スピーチコンテスト&交流会、食文化交流会、友好協定関連事業など						
年度別実績概要	令和3年度	◆中国語講座 縮小※延べ13回、参加延人数30人 ◆日本語スピーチコンテスト&交流会 中止※ ◆食文化交流会 中止※ ◆友好協定関連事業 庄原市日中親善協会のあゆみ「綿陽市との交流」パネル展示 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための事業縮小または中止					
	令和4年度	◆中国語講座 延べ22回、参加延人数47人 ◆日本語スピーチコンテスト&交流会80人（発表者12人）※ ◆食文化交流会 中止※ ◆友好協定関連事業 綿陽市・庄原市青少年オンライン交流大会19人 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための事業縮小または中止					
	令和5年度	◆中国語講座 延べ22回、参加延人数71人 ◆日本語スピーチコンテスト&交流会200人（発表者16人） ◆食文化交流会 参加者33人					

実績指標

（単位：千円）

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	負担金	82	82	82	246
						0
						0
		計	82	82	82	246
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	82	82	82	246

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	中国語講座	回		月2回	月2回	月2回	0
	2	日本語スピーチコンテスト&交流会 参加者(発表者)	回		中止	年1回	年1回	0
	3	食文化交流会	回		中止	中止	年1回	0
成果 (アウトカム)	1	中国語講座 延べ参加者数	人		30	47	71	148
	2	日本語スピーチコンテスト&交流会 参加者(発表者)	人		中止	80(12)	200(16)	280(28)
	3	食文化交流会	人		中止	中止	33	33
備考								

事務事業名	庄原市日中親善協会負担金
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者： 市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視 点	第2期長期総合計画でも「友好都市交流の推進」を掲げており、「市民交流を促進し、国際化社会に対尾いうできる人材育成に努める」ことを目的としている。但し、昨今、日本と中国との関係性が悪化する国際状況やコロナ禍もあって、日本と中国(綿陽市)との交流を深める事業が実施できていない現状がある。市民レベルでの友好関係を築くためにも引き続き協会の活動を支援する必要がある。
課 題	国際化が進んだ現在、団体設立当時と中国との交流に関する市民感覚が異なり、中国からの技能実習生や留学生も以前と比較して少なく、市民交流も以前ほど活発化していない。また、会員の高齢化と退会により協会運営も厳しい状況にある。しかし、友好都市である綿陽市との官民交流も継続して続いていることから、引き続き、事業を継続し会員の確保と行事への参加者増加を目指す必要がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		JR芸備線・高速バス割引事業補助金					
所管	生活福祉		部	地域交通		課	
実施期間	令和	5	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項		目	事業	
	01	02	01	13	0402		
	一般会計	総務費	総務管理費		生活交通対策費	JR利用促進対策事業	
対象者	市民等					対象者数など	不特定多数
根拠法令等	特になし						
HPアドレス							
実施目的	公共交通の利便性の向上を図ることで、自家用車等からの公共交通への利用転換を図り、公共交通の利用者を増加させるため、芸備線と高速バスがセットになった企画乗車券の販売事業に対し、経費の一部を支援する。						
事務事業の概要	備後庄原駅～広島駅間の芸備線片道乗車券と高速バス片道乗車券（各1枚）がセットになった企画乗車券の販売事業に対し、経費の一部を支援する。 ・補助対象（事業者）：備北交通㈱ ・企画乗車券：庄原⇄広島 バス&レールコンビバス 高速バス 広島駅新幹線口・広島バスセンター～庄原駅・桜花の郷ラ・フォーレ庄原 ・販売額：2,500円/セット（1セット：高速バス1枚、JR芸備線1枚） ・通常運賃：3,710円（JR1,690円+高速バス2,020円） ・支援内容：通常運賃と販売額の差額1,210円の内、通常半額の約1割370円の備北交通が200円、JRが170円を負担し、残額の840円を市が支援する。 ・販売期間（有効期間）：令和5年10月21日から令和5年12月10日まで（庄原ライナー運行期間※） ・販売枚数：500枚（購入特典あり：ノベルティ マグネット） ・販売窓口：備北交通本社、JR広島駅新幹線口、広島電鉄広島駅営業センター・紙屋町定期券窓口 ※10/21～12/10間の18日（運行日数）						
年度別実績概要	令和3年度						
	令和4年度						
	令和5年度	庄原ライナーの運行期間と合わせて企画乗車券の販売支援を行い、公共交通機関の利用促進を図った。 販売実績：231枚 事業費：乗車券補助（840円/枚×231枚）+印刷製本費（乗車券・チラシ）33,866円＝227,906円					

実績指標

（単位：千円）

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	乗車券補助			194	194
		補助金	印刷製本費			34	34
							0
	計			0	0	228	228
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		0	0	228	228

指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 企画乗車券販売枚数	枚				231	231
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	JR芸備線・高速バス割引事業補助金
-------	-------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者： 市民等					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視 点	コロナ禍で電車やバスなどの公共交通機関の利用が控えられた状態から、コロナ後の公共交通機関の利用回復の一助となるよう、割安な価格設定の企画乗車券を販売し、また、販売期間を庄原ライナーと合わせることで、公共交通を利用した市外からの乗客の増加と、買い物や出張などで市民が広島市へ出かける際の日常利用の増加など、一定の効果を得ることができたと考えている。
課 題	地域公共交通は、地域住民の単なる移動手段としてだけでなく、まちづくり、観光、健康、福祉、教育等、様々な分野で効果をもたらすものであるため、移動手段自体の支援策(割引等の乗車券)のほかに、人が移動したくなる消費刺激策をも含んだ施策展開が必要だと考えている。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		乗車券類等発売等業務委託				
所管	生活福祉		部	地域交通		課
実施期間	平成		年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	02	01	13	0402	
	一般会計	総務費	総務管理費	生活交通対策費	JR利用促進対策事業	
対象者	利用者			対象者数など	不特定多数	
根拠法令等	特になし					
HPアドレス						
実施目的	西日本旅客鉄道(株)から簡易委託駅として庄原市が券売業務を受託している備後庄原駅、備後西城駅、東城駅において、庄原市から個人又は団体へ乗車券販売を委託事業として実施する。					
事務事業の概要	備後庄原駅・備後西城駅・東城駅において、JR乗車券等の販売を年末年始を除く毎日実施。 ・実施期間(JRからの委託開始時期) 備後庄原駅:H14.4.1～、備後西城駅:S60.12.1～、東城駅:H18.4.1～ ・市から委託事業を受託する者(令和5年度) 備後庄原駅:個人、備後西城:西城町観光協会、東城駅:(株)えびす ・委託業務 JR乗車券類の発売、清掃、観光案内など ・取り扱う乗車券(令和5年度) 備後庄原駅:普通乗車券・急行券・特別車両券・寝台券・座席指定券・定期乗車券・団体乗車券 備後西城駅:普通乗車券・急行券 東城駅:普通乗車券・急行券・特別車両券・寝台券・座席指定券・定期乗車券・団体乗車券 ・委託料及び勤務時間 備後庄原駅:1,210円/h 10h(6:50～17:50) 備後西城駅:970円/h 4.5h(6:50～17:40) 東城駅:970円/h 4h(7:00～11:00)					
年度別実績概要	令和3年度	備後庄原駅:5,624枚 9,606,170円 備後西城駅:1,369枚 907,210円 東城駅:935枚 873,650円				
	令和4年度	備後庄原駅:5,392枚 14,805,550円 備後西城駅:1,101枚 1,019,230円 東城駅:1,107枚 1,437,080円				
	令和5年度	備後庄原駅:5,268枚 16,991,100円 備後西城駅:1,200枚 1,008,750円 東城駅:1,163枚 1,525,850円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	委託料	備後庄原駅乗車券類等発売等業務委託料	4,396	4,391	4,522	13,309
		委託料	備後西城駅乗車券類等発売等業務委託料	1,799	1,800	1,839	5,438
		委託料	東城駅乗車券類等発売等業務委託料	1,600	1,600	1,640	4,840
		計		7,795	7,791	8,001	23,587
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他	JR乗車券発売手数料	570	828	849	2,247
		一般財源		7,225	6,963	7,152	21,340

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	備後庄原駅乗車券販売枚数	枚		5,624	5,392	5,268	16,284
	2	備後西城駅乗車券販売枚数	枚		1,369	1,101	1,200	3,670
	3	東城駅乗車券販売枚数	枚		935	1,107	1,163	3,205
成果 (アウトカム)	1	備後庄原駅乗車人数	人		39,764	42,440	49,162	131,366
	2	備後西城駅乗車人数	人		10,801	10,535	12,538	33,874
	3	東城駅乗車人数	人		2,999	4,631	4,109	11,739
備考								

事務事業名 乗車券類等発売等業務委託					
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度		A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度		C			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性		B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度		A			
※受益者：利用者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度		B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性		B			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性		—			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		現行どおり
視点	駅の無人化は、高齢者や障がい者の円滑な移動に大きな支障をきたすとともに、日常生活における交通拠点としての役割、観光振興、地域経済の活性化、知名度の向上など、駅が本来有している様々な社会的価値を減少させることから、市がJRから駅舎を譲り受け、簡易委託駅として乗車券の販売を行って管理運営しているものである。JRの直営駅と比べて、利用者に不便を感じさせることなくサービス提供が行えていると考えているが、委託事業として定量的な費用対効果の測定はできていない状況である。	
課題	駅舎の管理や券売業務を自治体が行うことによる効果、鉄道に関する地域住民の参加と自治意識のもとでの取り組みが特段見えていない状況ではない。また、昨今の労働力不足が叫ばれる中、今後の駅の管理・券売業務の継続性に不安を感じている。特に、備後庄原駅はJR特有の駅収入管理システムが導入されていることから、駅業務に長けている国鉄・JRのOB職員を探して業務委託をしているが、その受託者探しについては自治会や市職員の知人などを頼っているため、2〜3名の券売員を将来に渡って維持することが困難になってきている。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市骨髄ドナー助成金交付事業				
所管	生活福祉		部	保健医療		課
実施期間	令和	2	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目		事業
	01	04	01	01	00176	
	一般会計	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	保健衛生総務事業	
対象者	市民				対象者数など	
根拠法令等	庄原市骨髄ドナー助成金交付要綱					
HPアドレス	https://www.cityv.shobara.hiroshima.jp/main/health/h_m/post_1302.html					
実施目的	有給休暇を取得せず、骨髄又は末梢血幹細胞の提供が完了した者に、予算の範囲内で庄原市骨髄ドナー助成金を交付し、休業等による経済的負担の軽減を図ることにより、骨髄等提供の推進に資する。					
事務事業の概要	■助成対象者 助成金の交付を受けることができる者は、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄又は末梢血幹細胞提供あっせん事業による骨髄等の提供者で、次のいずれにも該当するものとする。 (1) 骨髄等の提供が完了した者であって、当該完了日に市内に住所を有しているもの (2) 現に就労している者で、骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日に、有給休暇若しくは骨髄等の提供を行うための特別の休暇を取得していない者又は自営業者等のうち休業等により収入が減少するもの (3) 他の地方公共団体等が実施する同種同様の助成金等を受けていない者 ■助成金の額 助成金の額は、次に掲げる骨髄等の提供に係る通院又は入院の日数（有給の休暇を取得した日数を除く。）に2万円を乗じて得た額とし、14万円を限度とする。 (1) 健康診断のための通院 (2) 自己血の採血のための通院 (3) 骨髄等の採取のための入院 (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンク又は医療機関が必要と認める通院又は入院（骨髄等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。）					
年度別実績概要	令和3年度	100千円(1件)※2万円×5日				
	令和4年度	助成金の申請無し				
	令和5年度	助成金の申請無し				

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	庄原市骨髄ドナー助成金	100	0	0	100
				-	-	-	0
				-	-	-	0
		計		100	0	0	100
	財源	国県支出金	広島県骨髄ドナー助成補助金	50	0	0	50
		地方債		-	-	-	0
		その他		-	-	-	0
		一般財源		50	0	0	50

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 骨髄提供による休業等による支援	人		1	0	0	1
	2			-	-	-	0
	3			-	-	-	0
成果 (アウトカム)	1 経済的負担軽減が図られた	人		1	0	0	1
	2			-	-	-	0
	3			-	-	-	0
備考	※数値計上が難しい際には、備考欄に「実績」「成果」について記載する。						

事務事業名	庄原市骨髄ドナー助成金交付事業
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者： 市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	令和2年度からの新規事業であり、ドナー登録者が、骨髄提供をしやすい環境づくりとして、必要な事業であるとする。 令和3年度において1件の申請実績があったが、令和4年度、令和5年度は申請実績がなかった。
課題	・対象者の把握が困難ではあるため、対象となる方に対しては確実に情報提供できるよう、関係機関との連携や効果的な周知方法について検討が必要。 ・2か年連続で申請実績がないことから、ドナー登録者が不足しているのか、情報が正しく届けられていないのか分析する必要がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名 庄原市不妊治療費補助金交付事業						
所管	生活福祉		部	保健医療		課
実施期間	平成	23	年度～		年度	(終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	04	01	03	2401	
	一般会計	衛生費	保健衛生費	母子保健費	母子保健事業	
対象者	庄原市に住所を有する不妊治療を行う、県の助成決定を受けた方等				対象者数など	
根拠法令等	庄原市特定不妊治療費補助金交付要綱、庄原市不妊検査・一般不妊治療費補助金交付要綱、庄原市不育症治療費補助金交付要綱					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/family/birth/post481.html					
実施目的	不妊等に悩む夫婦の経済的負担軽減を図る。					
事務事業の概要	1 事業の経緯: ・H23年度:「特定不妊治療費補助金制度」創設 ・R3年度:「不妊検査・一般不妊治療費補助金制度」創設「不育症治療費補助金制度」創設 ・R4年度:不妊治療費の保険適用化に伴い、「特定不妊治療費補助金制度」改正 ・R5年度:「特定不妊治療費補助金制度」改正 2 現行(R6年度現在)の内容: (1)特定不妊治療費補助金【県上乗せ事業】 ①対象:市内に住所を有し、特定不妊治療を行い、県助成事業の決定を受けた方 ②対象となる治療及び補助額 ・特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性不妊治療など)に併せて行われた、保険適用されない先進医療:県の助成額(上限5万円)を控除し、保険適用外の治療に対し15万円を上限に補助 ・【拡充】令和6年4月1日以降に開始した特定不妊治療のうち、先進医療を併用することにより、本来保険適用となる特定不妊治療も含め全額自己負担となった治療:全額自己負担となった治療費の7割から広島県の助成額(上限30万円または10万円)を控除した額に対し、上限5万円 (2)不妊検査・一般不妊治療費補助金【県上乗せ事業】 ①対象:市内に住所を有し、不妊検査・一般不妊治療を行い、県助成事業の決定を受けた方 ②対象となる治療等:不妊検査や一般不妊治療(タイミング療法、薬物療法、人工授精など) ③補助額:県の助成額(上限5万円)を控除し、5万円を上限に補助 (3)不育症治療費補助金 ①対象:市内に住所を有し、不育症治療を行っている方 ②対象となる治療等:医療保険対象外の不育症にかかる治療及び検査 ③補助額:30万円を上限に補助(県の助成対象の場合は助成額を控除、上限10万円) 3 周知方法:広報、市ホームページ、関係医療機関への個別周知(チラシ送付等)、県への情報提供					
	年度別実績概要	令和3年度 (1)特定不妊治療費補助金:総事業費(実績) 3,405千円 ①申請件数 33 件(実人員 17人) ②うち妊娠届につながった件数 11 件 (2)不妊検査・一般不妊治療費補助金 ①申請件数 0 件 (3)不育症治療費補助金 ①申請件数 0 件 令和4年度 (1)特定不妊治療費補助金:総事業費(実績) 681千円 ①申請件数 8 件(実人員 6人) ②うち妊娠届につながった件数 5 件 (2)不妊検査・一般不妊治療費補助金:総事業費(実績)180千円 ①申請件数 5件(実人員 5人) ②うち妊娠届につながった件数 4件 (3)不育症治療費補助金 ①申請件数 0 件 令和5年度 (1)特定不妊治療費補助金:総事業費(実績) 125千円 ①申請件数 3 件(実人員 3人) ②うち妊娠届につながった件数 2件 (2)不妊検査・一般不妊治療費補助金:総事業費(実績)100千円 ①申請件数 2件(実人員 2人) ②うち妊娠届につながった件数 1件 (3)不育症治療費補助金:総事業費(実績) 130千円 ①申請件数 2 件(実人員2人)				

実績指標 (単位:千円)

事業費(インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	不妊治療費補助金	3,405	861	355	4,621
							0
							0
		計		3,405	861	355	4,621
財源	国県支出金						0
	地方債						0
	その他		過疎地域持続的発展基金	3,405	861	355	4,621
	一般財源			0	0	0	0

指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績(アウトプット)	1 申請件数	件		33	13	7	53
	2 申請者数(実)	人		17	11	7	35
	3						0
成果(アウトカム)	1 妊娠届につながった件数	件		11	9	3	23
	2						0
	3						0
備考	特定不妊治療が保険適用になったことに伴い、申請件数、申請者数(実)は減少したが、妊娠届につながった割合は4割超で、不妊治療を行う夫婦の経済的負担の軽減だけでなく、人口減少対策にもつながっている。						

事務事業名 庄原市不妊治療費補助金交付事業								
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)			
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会		
優先度		A						
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。							
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。							
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。							
認知度		B						
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。							
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。							
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。							
有効性		A						
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。							
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。							
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。							
受益者満足度		B						
※受益者: 庄原市に住所を有する不妊治療を行う、県の助成決定を受けた方等								
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。							
B	どちらともいえない。							
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)							
市民(納税者)納得度		A						
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。							
B	どちらともいえない。							
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。							
代替性		A						
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。							
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。							
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。							
まちづくり基本条例適合性		—						
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。							
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。							
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。							
<table border="1"> <tr> <td>所管課評価</td> <td>現行どおり</td> </tr> </table>							所管課評価	現行どおり
所管課評価	現行どおり							
視点	国や県の動向や地域の実情を見ながら制度の改正を行い、不妊治療等を行う方の経済的負担の軽減を図ることができている。							
課題	今後も、現視点で制度内容を検討する必要がある。また、必要な方に制度を知って頂くために、周知を引き続き行う必要がある。							

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業
-------	---------------------

所管	生活福祉部		部	保健医療		課
実施期間	令和	4	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01		04	01	02	2406
	一般会計		衛生費	保健衛生費	生活習慣病対策費	高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業
対象者	75歳以上の後期高齢者				対象者数など	
根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律、広島県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画、庄原市健康づくり推進計画（健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）					
HPアドレス						
実施目的	後期高齢者の保健事業を効果的かつ効率的に実施することで、生活習慣病の発症と重症化を予防し、フレイル対策等介護予防の一体的な推進を図り、健康寿命の延伸を目指す。					
事務事業の概要	1. 高齢者に対する個別支援（ハイリスクアプローチ） (1)低栄養防止 (2)糖尿病性腎症重症化予防 (3)健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続 2. 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ） (1)栄養に関するフレイル予防の普及啓発（出前トークとして実施） (2)運動機能向上に関するフレイル予防の普及啓発や高齢者の状態把握 (3)高齢者の状況に応じた健診・医療の受診勧奨や介護サービス等の利用勧奨					
年度別実績概要	令和3年度					
	令和4年度	高齢者福祉課と協議を行い事業内容の検討や役割分担ができ、円滑に事業が実施できた。（協議回数9回） (1)①対象6人、勧奨2人 ②対象36人、参加2人 ③対象62人、実態把握29人 (2)①17会場、延べ161人 ②10会場、延べ219人				
	令和5年度	高齢者福祉課との協議回数：5回 (1)①勧奨14人 ②対象64人、参加3人 ③対象66人、実態把握46人 (2)①15会場、延べ172人 ②15会場、延べ249人 ③10回、101人				

実績指標 (単位：千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費						
	人件費		企画・調整、調査分析、地域担当分		702	509	1,211
	事業実施経費		需用費、役務費、備品購入費		760	346	1,106
	業務委託		重症化予防事業、理学療法士派遣		978	1,349	2,327
	計			0	2,440	2,204	4,644
財源	国県支出金						0
	地方債						0
	その他		後期高齢者医療広域連合一体的実施事業委託料		2,440	2,204	4,644
	一般財源			0	0	0	0

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	(1)③実態把握実施率	%			47.0	70.0	117
	2	(2)①栄養に関するフレイル予防啓発人数	人			161	172	333
	3	(2)②運動に関するフレイル予防啓発人数	人			219	249	468
成果 (アウトカム)	1	(1)③実態把握者への集まりの場等の紹介率	%			100	100	200
	2	(2)①参加者のフレイル予防の理解度					100	100
	3	(2)②参加者のフレイル予防の理解度					98	98
備考								

事務事業名 高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者：一般会計						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	後期高齢者医療広域連合から委託を受け、令和4年度から開始した事業である。高齢者の現状として、心疾患や高血圧等の循環器疾患、筋・骨格系疾患を有する者が多いことや、腎不全に係る医療費が高いこと、高齢者の人口に占める後期高齢者人口が増え要支援・要介護認定率の微増が見込まれること等から事業を検討して実施している。事業を実施することで、高齢者が自らの健康状態に関心を持ち、生活習慣病やフレイル予防について啓発する機会となった。	
課題	個別支援については、対象者に直接声かけしても事業参加等に至っておらず実施率が低い。引き続き、高齢者に身近な存在である包括や老人介護支援センターと連携し働きかけたり、他市町の好事例等を収集しながら、参加しやすい体制を整える必要がある。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市公衆無線LAN管理運営事業					
所管	企画振興		部	企画		課	
実施期間	平成	18	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款	項		目	事業
	01	02	01	10		0402	
	一般会計		総務費	総務管理費		情報推進費	イントラネット管理事業
対象者	利用登録者					対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市公衆無線LAN設置及び利用規則						
HPアドレス	https://www.cityv.shobara.hiroshima.jp/main/industry/it/post_822.html						
実施目的	市内公共施設に高速な無線によるインターネット接続環境を整備し、住民の情報技術活用能力の向上、情報通信格差の解消、及び市内来訪者の利便性の向上を図るため。						
事務事業の概要	市内の各公共施設に公衆無線LAN装置を設置し、インターネット接続環境を提供する。 現状では利用希望者の申請を受けてIDとパスワードを発行し、利用が可能 R6.5.20現在の状況 利用可能施設数:25施設 登録者数:519名 直近1年間の利用者:9名						
年度別実績概要	令和3年度	新規登録者:1名					
	令和4年度	新規登録者:2名					
	令和5年度	新規登録者:1名					

実績指標

(単位:千円)

項目		内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	委託料	198	198	198	594
		借上げ料	333	333	333	999
						0
		計	531	531	531	1,593
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	531	531	531	1,593

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	新規ID登録者数	人		1	2	1	4
	2	利用回数	回				529	529
	3							0
成果 (アウトカム)	1	利用者数	人				9	9
	2							0
	3							0
備考	利用回数は一定数あるものの、特定の方の利用が84%を占めている。							

事務事業名 庄原市公衆無線LAN管理運営事業						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		C				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		C				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者： 利用登録者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		C				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		C				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		終了
視点	整備当時(平成18年度)では、庄原市内にブロードバンドが整備されている地域が限定的であったため、ブロードバンドが整備されるまでに未整備地域を緊急的にブロードバンド環境を提供することによる、情報リテラシーの向上が目的であった。 現在では、市内全域に超高速情報通信網が整備されており、公衆無線LAN事業を引き続いて運営する必要性は希薄になっている。	
課題	機器整備費用は、令和6年9月までのリース期間となっており、延長保守で1～2年間は運用できることを見込んでいるが、その後の更新は費用対効果から困難と考える。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		企業版ふるさと納税 サポート業務委託(事業)					
所管	企画振興		部		いちばんづくり		課
実施期間	令和	5	年度～	令和		年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項		目		事業
	01	02	01		02		0402
	一般会計	総務費	総務管理費		企画費		企画推進事業
対象者						対象者数など	
根拠法令等	地域再生法、第2期庄原市まち・ひと・しごと創生総合戦略、庄原市まち・ひと・しごと創生推進計画						
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/government/zaisei/post_1418.html						
実施目的	地域再生法(平成17年法律24号。以下「法」という。)に基づき、令和3年3月31日付で内閣総理大臣より地域再生計画の認定を受け、令和3年度より地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)による寄附を受領し、地域再生計画に掲げる事業へ事業へ充当することが可能となった。 ノウハウを持つ事業者(ひろぎんエリアデザイン)にサポート業務の委託を行うことで、本市と関りの少ない企業や、関東圏を含めた県外の企業に対し周知・PRを図り、より多くの寄附につなげることを目的とする。						
事務事業の概要	ひろぎんエリアデザインの親会社である広島銀行と本市は、平成28年8月3日付けで「地方創生に係る包括連携協定」を締結しており、本業務は協定書中、第2条第1項の5に掲げる、「その他庄原市における地方創生の推進に関すること」に該当する。同社が持つ取引先の経営状況や寄附実績、社会貢献意欲の高さなど、業務上保有される情報を活かした、幅広い寄附の働きかけや仲介(マッチング)を行う。 【業務内容】 ①コンサルティング、提案 ②企業先の選定、寄附対象事業紹介、寄附呼びかけ ※委託料は成功報酬型で企業による寄附額の15%(税別)となっている。 【R5年度予算額(9月補正)】 企業版ふるさと納税 サポート業務委託料 825千円(寄附額5,000千円×15%×1.1)						
年度別実績概要	令和3年度						
	令和4年度						
	令和5年度	寄附実績なし ・企業版ふるさと納税 サポート業務委託料 0円					

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	業務委託料	企業版ふるさと納税サポート業務委託料			0	0
							0
							0
		計		0	0	0	0
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		0	0	0	0

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 企業寄附件数(全体)	件	0	3	6	1	10
	2 上記のうち業務委託料による企業寄附件数	件	0	0	0	0	0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 事業充当額	千円	0	13,300	13,600	100	27,000
	2 上記のうち業務委託料による事業充当額	千円	0	0	0	0	0
	3						0
備考							

事務事業名 企業版ふるさと納税 サポート業務委託(事業)						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		C				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者:						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討する事業の性質上そぐわない際には「－」を選択					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		縮小
視 点	令和3年度及び令和4年度は、市内商工団体を通じ、本市に縁やゆかりのある創業者や会社役員、その配偶者などを紹介いただき、紹介先の企業に対し、充当事業や企業版ふるさと納税制度の説明を行い寄附へつなげてきたが、企業数が限られていることから、更なる寄附額増加を図ることを目的とし、業務委託を行ったものである。 あわせて、資料作成や企業訪問などの業務負担軽減及び営業活動の効率化を図るという視点(ねらい)もあった。	
課 題	本業務委託により令和5年度の寄附実績はなかったが、傾向として、全国的に企業版ふるさと納税制度を導入する自治体が増加したことに伴い、企業側の選択肢が増えたこと、また物価上昇や人材確保への対応などを理由に賃上げを実施する企業が多く、収益を寄附に回すことができない、とする企業が多かったと事業者から報告があった。 加えて、企業側が寄附事業のスケールや自治体との関係性など、自社メリットを踏まえた選択をする傾向があることから、都市圏の自治体に寄附が集まっているとの分析があった。 本市の寄附事業内容やPR策を検討する必要があるが、制度自体が飽和状態となっており、今後劇的な寄附増加が見込めないため、令和6年度の実績を踏まえつつ、段階的に取り組みを縮小していく方向で検討を行う。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		自治振興区振興交付金(振興交付金)					
所管	企画振興		部		自治定住		課
実施期間	平成	17	年度～			年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計	款	項		目		事業
	01	02	01		07		0401
	一般会計	総務費	総務管理費		自治振興費		自治振興事業
対象者	自治振興区					対象者数など	22自治振興区
根拠法令等	庄原市まちづくり基本条例、庄原市自治振興区振興交付金交付要綱						
HPアドレス	https://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/iichishinko/cat02/01/post_570.html						
実施目的	地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるために、自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を図る。						
事務事業の概要	■庄原市自治振興区振興交付金(振興交付金) 活力ある地域づくりを自主的、総合的に取り組む自治振興区に対して交付金を交付し、その運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を推進する。 R6予算 : 114,000千円 交付先 : 22自治振興区 配分方法: 各振興区の人口を基に、後期高齢者数及び年少人口数の比率を加えた補正人口により交付金を算定し、激変緩和措置により前年度対比±5%以内となるよう調整を行う。						
年度別実績概要	令和3年度	交付実績: 114,000千円					
	令和4年度	交付実績: 113,535千円					
	令和5年度	交付実績: 114,000千円					

実績指標

(単位: 千円)

	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費		交付金	114,000	113,535	114,000	341,535
事業費 (インプット)							0
							0
			計	114,000	113,535	114,000	341,535
			国県支出金				0
			地方債	113,900	108,600	80,600	303,100
			その他				0
財源		一般財源		100	4,935	33,400	38,435

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	交付金活用自治振興区数	個		22	22	22	66
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	一人あたり交付金額(最大)	円		6,514	6,476	6,484	—
	2	一人あたり交付金額(最小)	円		1,767	1,890	1,970	—
	3	最大／最小	倍		3.69	3.43	3.29	—
備考	※成果については、一人あたり交付金額が最大と最小の自治振興区を計上。							

事務事業名 自治振興区振興交付金(振興交付金)						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者: 自治振興区						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	「自らのまちは自らの手でつくる」という視点を持ちながら、自治振興区を中心として、住民自らが企画・立案し、課題解決や地域特性を活かした主体的な取り組みが行われることが重要である。	
課題	人口一人当たりの振興交付金について格差が拡大してきたため、令和3年度から配分方法の見直しにより格差は正に努めてきた。一方で人口の少ない自治振興区では、徐々に交付金が減少しているため、現行の活動体制を維持できるよう、庄原市自治振興区連合会での意見を踏まえ、今後の交付金の配分方法について継続的に検討を行う。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		自治振興区振興交付金(特別振興交付金)					
所管	企画振興		部		自治定住		課
実施期間	平成	17	年度～			年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計		款		項		目
	事業						
01	02		01		07		0401
	一般		総務費		総務管理費		自治振興費
対象者	自治振興区					対象者数など	22自治振興区
根拠法令等	庄原市まちづくり基本条例、庄原市自治振興区振興交付金交付要綱						
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/iichishinko/cat02/01/post_570.html						
実施目的	地域内のコミュニティを醸成し、地域の主たる担い手として、地域特性を活かしたまちづくりを進めるために、自治振興区の運営を支援するとともに、住民自治システムの確立を図る。						
事務事業の概要	■庄原市自治振興区振興交付金(特別振興交付金) 自治振興センターの指定管理者である自治振興区に対し、事務員の人件費相当額及び区長、副区長の報酬相当額を特別振興交付金として交付する。 概要 R6予算: 137,495千円 交付先: 22自治振興区 区 長: 22人 288,000～600,000円/年(世帯数による) 副区長: 22人 153,600～384,000円/年(世帯数による) 事務局長: 22人 180,000円/月(一時金0.75月/年) 事務員: 25人 153,300～175,900円/月(一時金0.75月/年) ※上記については市の算定基準に基づいた人数および交付額 ※事務局長を含む事務員数: 2～3人(常勤)						
年度別実績概要	令和3年度	交付実績: 131,863千円(区長22、副区長51、事務局長22、事務員25人) 人口: 33,522人(10.1現在)					
	令和4年度	交付実績: 129,809千円(区長22、副区長51、事務局長22、事務員25人) 人口: 32,830人(10.1現在)					
	令和5年度	交付実績: 135,586千円(区長22、副区長51、事務局長22、事務員25人) 人口: 32,154人(10.1現在)					

実績指標

(単位: 千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	交付金	自治振興区振興交付金(特別振興交付金)	131,863	129,809	134,876	396,548
							0
							0
		計		131,863	129,809	134,876	396,548
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		131,863	129,809	134,876	396,548

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 事務局員数(庄原自治振興区)	人		3	3	3	9
	2 事務局員数(敷信自治振興区)	人		2	2	2	6
	3 事務局員数(新坂自治振興区)	人		2	2	2	6
成果 (アウトカム)	1 利用者数(庄原自治振興区)	人		2,183	0		2,183
	2 利用者数(敷信自治振興区)	人		4,352	6,285		10,637
	3 利用者数(新坂自治振興区)	人		627	748		1,375
備考	※実績及び成果については、人口が最大の庄原自治振興区と最小の新坂自治振興区及び、事務員2名体制で人口が最大の敷信自治振興区を計上。						

事務事業名 自治振興区振興交付金(特別振興交付金)					
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度		A			
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度		B			
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性		B			
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度		B			
※受益者: 自治振興区					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度		B			
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性		A			
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性		A			
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		現行どおり
視点	常勤職員を配置することで事務局機能の維持・強化を図るとともに、自治振興センターを拠点とした、自治振興活動と生涯学習活動の一体的な取り組みが行われることが重要である。	
課題	自治振興区の人口規模に大きな差(最大5,733人、最小177人)があるため、事務員一人当たりの事務量に差があることや、人口規模の小さい自治振興区では、人口減少や高齢化にともなう役員などの担い手不足により、これまでの活動が難しくなっている自治振興区もあることから、今後の組織の在り方について検討を行っていく必要がある。 また、新たな取り組みや課題解決に向けた主体的な取り組みが行われている一方、これまでの活動が行えない自治振興区もあることから、人材確保を含めた事務局体制の整備および交付金の活用方法について再検討する必要がある。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名 自治振興区 除雪機配備事業						
所管	企画振興		部	自治定住		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	02	01	07	0401	
	一般	総務費	総務管理費	自治振興費	自治振興事業	
対象者	自治振興区				対象者数など	22自治振興区
根拠法令等	庄原市まちづくり基本条例、庄原市地域内除雪機械整備事業実施要綱					
HPアドレス						
実施目的	除雪活動を自主的に取組もうとする自治振興区に対し、市が所有する歩行型除雪機を貸付け、地域内の除雪活動を促進することにより、市民生活の安全と安心を確保する。					
事務事業の概要	■除雪機の貸付要件 (1)除雪機を効果的に活用するための除雪活動組織を設置していること。 (2)区域内の除雪が必要な箇所、順位などを示した効率的な除雪活動計画を策定していること。 (3)除雪活動の運営に必要な使用規約等を制定していること。 ■費用負担 貸付は無償とし、修繕等にかかる費用は自治振興区の負担とする 損害保険は市の負担で加入する ■R6予算：219千円(保険料)					
年度別実績概要	令和3年度	保険料219千円				
	令和4年度	保険料219千円				
	令和5年度	保険料219千円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	保険料	損害保険	219	219	219	657
							0
							0
	計			219	219	219	657
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		219	219	219	657

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	貸付台数	個		159	159	159	477
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	稼働日数(延べ)	日		328	520		—
	2	貸付台数のうち未使用の台数	台		83	16		—
	3							—
備考								

事務事業名 自治振興区 除雪機配備事業						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		C				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		C				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		B				
※受益者: 自治振興区						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		C				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		C				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		終了
視点	安心・安全を確保するため、必要に応じた除雪機の配備及び除雪体制を構築することが重要である。	
課題	近年の除雪量の減少により、除雪機の稼働時間は減少傾向にある一方で、人口減少による地域の除雪体制拡充のための追加配備を希望する地域もあり、需要が二極化している状況が見られる。 除雪機械の導入から20年近く経過し老朽化が進む中、未使用の機械も多くあることから、当該貸付事業を終了し一旦機械を市が回収した後で、引き続き使用を希望する振興区へ無償譲渡することで、配備が必要な地域への体制を充実するとともに、台数の減少による市の負担軽減を図る。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名 庄原市農業振興団体育成補助金(地域農業集団連絡協議会育成事業)						
所管	企画振興		部	農業振興		課
実施期間	平成	17	年度～			年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	06	01	03	3401	
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	農業振興事業	
対象者	地域農業集団				対象者数など	72農業集団
根拠法令等	庄原市農業振興団体育成補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	農業経営基盤の強化を進めるため、法人化等による大規模経営を推奨しているが、法人化できない地域も多く、こうした地域は農業集団を中心として営農に取り組んでいる。農業集団は法人化や地域農業の改善を進める核となる組織であり、この組織運営を支援し、関係機関や集団相互が連携し、経営基盤の強化に向け情報共有や調査研究などに取り組み、地域農業の発展に寄与し、本市の農業振興を図る。					
事務事業の概要	集団に関する調査、研究・集団相互の連絡調整ならびに情報の交換・関係機関に対する要望等 庄原 2,700円×集団数(25集団) 東城 2,700円×集団数(11集団) ～令和6年度 (72集団) 高野 2,700円×集団数(8集団) 比和 2,700円×集団数(28集団)					
年度別実績概要	令和3年度	2件 48,698円 (高野21,600円、比和27,098円)				
	令和4年度	2件 63,219円 (高野21,600円、比和41,619円)				
	令和5年度	3件 113,304円 (東城29,700円、高野21,600円、比和62,004円)				

実績指標 (単位:千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	49	63	113	225
						0
						0
		計	49	63	113	225
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	49	63	113	225

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	地域農業集団連絡協議会	地域		2	2	3	7
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	経営基盤の強化	地域		2	2	3	7
	2							0
	3							0
備考	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会が開催できないなど、十分な取組が実施できず、活用のなかった団体もあったが、今後も知識の習得と団体間における連携強化に向けた取り組みが必要。							

事務事業名	庄原市農業振興団体育成補助金（地域農業集団連絡協議会育成事業）
-------	---------------------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者： 地域農業集団					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	地域農業集団の経営安定とさらなる発展、また、地域農業集団の組織強化による営農の推進、集団間連携の取り組みは、本市の農業振興を図る上で必要な事業であると考えている。そのため現行どおりとすることに意見を伺う。
課題	令和元年度以降、運営補助金の一般団体補助金については、平成30年度以前に比べ10%を基本とした減額となっており、今後の協議会事業運営の縮小が懸念される。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市農業振興団体育成補助金（法人連絡協議会育成事業）				
所管	企画振興		部	農業振興		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業	
	01	06	01	03	3401	
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費	農業振興事業	
対象者	集落営農法人				対象者数など	30法人
根拠法令等	庄原市農業振興団体育成補助金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	集落営農法人が連携し、持続的・多面的、かつ立地に即した庄原型の集落法人運営を確立するための調査研究及び多様な法人形態の模索研究並びに地域内の集落法人化に対する支援を通じ、多様な担い手の相互理解・協働、そして地域農業・集落の発展に寄与し、本市の農業振興を図る。					
事務事業の概要	・会員の連携強化に関する事業 ・生産、財務、労務、販売等管理技術の研修 ・多面的機能、集落維持発展に関する研修・会員相互の事業提携に関する研究 ・集落法人化志向地区に対する助言 ・行政等に対する施策提言 集落法人連絡協議会補助金 72,000円（令和6年度） （要綱名：法人連絡協議会育成事業）					
年度別実績概要	令和3年度	補助金活用なし				
	令和4年度	補助金活用なし				
	令和5年度	補助金活用なし				

実績指標 (単位：千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	0	0	0	0
						0
						0
		計	0	0	0	0
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	0	0	0	0

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 庄原地域集落法人連絡協議会	団体		0	0	0	0
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 多様な担い手の協働	団体		0	0	0	0
	2						0
	3						0
備考	令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、先進地の視察研修会等が実施できず本補助金の活用はなかったが、令和5年度は先進地視察研修を再開した（令和5年度は前年度からの繰越金で運用が可能のため、補助金の交付申請は無し）。今後も知識の習得と会員相互の連携強化に向けた取り組みが必要。						

事務事業名 庄原市農業振興団体育成補助金（法人連絡協議会育成事業）						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者： 集落営農法人						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	法人の経営安定とさらなる発展、また、集落法人化の推進及び法人間の連携強化、将来に向けた担い手確保の取り組みは、本市の農業振興を図る上で必要な事業であると考えている。そのため現行どおりとすることに意見を伺う。	
課題	令和元年度以降、運営補助金の一般団体補助金については、平成30年度以前に比べ10%を基本とした減額となっており、今後の協議会事業運営の縮小が懸念される。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		農業振興補助金(農業法人育成事業)					
所管	企画振興		部		農業振興		課
実施期間	平成	17	年度～	令和	7	年度 (終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計		款		項		目
	01		06		01		03
	一般会計		農林水産業費		農業費		農業振興費
事業							3410
対象者	農業法人					対象者数など	70経営体
根拠法令等	庄原市農業振興補助金交付要綱						
HPアドレス							
実施目的	農業法人が策定した農業経営改善計画の目標を達成するため、農業法人が導入する生産又は加工に必要な機械器具・施設整備に要する経費を補助することで、経営規模の拡大、農業経営の安定を支援し、本市の農業振興を図る。						
事務事業の概要	市内に住所を有する農業法人が農業経営改善計画に基づき、生産又は加工に必要な機械施設の導入に要する経費について補助する。 【補助率及び補助金額】 補助対象事業費の1/4以内 補助対象経費の上限は850万円、下限は50万円 令和6年度 12,000千円						
年度別実績概要	令和3年度	8件 10,618千円					
	令和4年度	8件 10,474千円					
	令和5年度	11件 9,596千円					

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	生産又は加工に必要な機械施設整備	10,618	10,474	9,596	30,688
							0
							0
	計			10,618	10,474	9,596	30,688
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		10,618	10,474	9,596	30,688

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 交付件数	件		8	8	11	27
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 農業経営改善計画の達成	件		8	8	11	27
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	農業振興補助金(農業法人育成事業)
-------	-------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 農業法人					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	農業経営改善計画の目標達成のための機械施設等の導入について、国等の補助事業で対応できないものを、単市事業で支援し、地域農業の担い手である法人の育成及び経営の安定をめざす取り組みは、本市の農業振興を図る上で必要な事業であると考えている。そのため、現行どおりとすることに意見を伺う。
課題	毎年度、補助金活用の要望が多く、予算の範囲内において設立後間もない法人を優先して交付しており、活用できない法人がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	がんばる農業支援事業補助金
-------	---------------

所管	企画振興	部	農業振興	課
実施期間	平成 20 年度～	令和 6 年度	(終期設定が無い場合は終期を空白)	
予算科目	会計 01	款 06	項 01	目 03 事業 3411
	一般会計	農林水産業費	農業費	農業振興費 がんばる農業
対象者	市内在住の一般農業者または認定農業者			対象者数など 認定農業者(個人)
根拠法令等	庄原市がんばる農業支援事業補助金交付要綱			
HPアドレス				
実施目的	市内で農業経営を行う農業者等に対し、農業所得の向上を実現するための機械施設等の整備を支援することにより、本市の農業振興を図る。			
事務事業の概要	農業者等が、農産物の販売によって農業収入を増加させるために必要な機械器具及び施設の整備に必要な経費を下記の補助率により補助する。 【補助率及び補助金額】 一般型 対象経費の4分の1以内で、225千円を上限とする。 認定農業者型 対象経費の5分の2以内(農業経営改善計画に計上がない場合4分の1以内)で400千円を上限(下限額50千円)とする。			
年度別実績概要	令和3年度	一般型 13件 1,096千円 認定農業者型 32件 9,335千円		
	令和4年度	一般型 13件 1,514千円 認定農業者型 38件 11,970千円		
	令和5年度	一般型 8件 1,217千円 認定農業者型 32件 10,154千円		

実績指標

(単位:千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	10,431	13,484	11,371	35,286
						0
						0
		計	10,431	13,484	11,371	35,286
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	10,431	13,484	11,371	35,286

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 一般型 交付件数	件		13	13	8	34
	2 認定農業者型 交付件数	件		32	38	33	103
	3						0
成果 (アウトカム)	1 農業経営改善計画の達成	件		32	38	33	103
	2						0
	3						0
備考	事業実施から5年間、販売実績の報告を求めている。 販売計画目標は達成している。						

事務事業名		がんばる農業支援事業補助金				
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者： 市内在住の一般農業者または認定農業者						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	拡充
視点	市内農業者の約7割が小規模や兼業による経営体で、この中で専業、第1種兼業農家で、販売額の増加と、農業経営の継続について成果を挙げている。また、認定農業者についても、農業経営改善計画の目標達成に向けた支援策として重要な施策であり、本市の農業振興を図る上で必要な事業であると考えている。 一方で、地域によっては担い手等がおらず、第2種兼業農家が農地保全のための作付けを行っているところがあり、販売額の増加のみならず、農地保全のための営農についても対象とすべきと考えているが意見を伺う。
課題	産直市等の直売所へ出荷するための農産物の生産を目指した支援をしているが、高齢化等により出荷農家の減少が進んでいる。 今後も、効率的な栽培及び出荷のための機械施設整備を支援する一方で、生産品目ごとの指導も充実しながら出荷量の確保に繋げていく必要がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		繁殖用和牛造成推進事業補助金					
所管	企画振興		部	農業振興		課	
実施期間	平成	17	年度～	令和	6	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款	項		目	事業
	01		06	01		04	3402
	一般会計		農林水産業費	農業費		畜産振興費	和牛振興対策事業
対象者	繁殖和牛農家					対象者数など 約130戸	
根拠法令等	庄原市畜産振興補助金交付要綱						
HPアドレス							
実施目的	繁殖雌牛の増頭を支援することにより、和牛産地としての繁殖基盤の強化・拡大を図る。						
事務事業の概要	補助対象経費 和牛を飼養する農業者等が基礎牛の造成を目的とする繁殖用雌牛の導入又は自家保留に要する経費 補助金額 1 基本額 1頭当たり5万円 2 導入加算 1頭当たり2万円以内 3 増頭加算 1頭当たり5万円以内 4 法人加算 1頭当たり10万円以内。ただし、法人加算は、6頭以上を飼養している法人が増頭する場合のみを対象とし、通算補助対象頭数の上限を30頭とする。						
年度別実績概要	令和3年度	更新 115頭、拡大 43頭 うち法人 4頭					
	令和4年度	更新 113頭、拡大 48頭 うち法人 2頭					
	令和5年度	更新 102頭、拡大 39頭 うち法人 15頭					

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	増頭補助	10,990	10,910	9,990	31,890
							0
							0
		計		10,990	10,910	9,990	31,890
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		10,990	10,910	9,990	31,890

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 繁殖雌牛頭数	頭		1,367	1,332	1,300	3,999
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 繁殖雌牛増頭頭数	頭		43	48	39	130
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	繁殖用和牛造成推進事業補助金
-------	----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者：繁殖和牛農家					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	飼料価格の高騰や子牛価格の下落により農家経営は圧迫され続けており、さらに農家の高齢化による後継者不足など、広島県の和牛産地である本市の繁殖和牛農家数の減少は深刻な問題となっている。農家数の減少は繁殖雌牛頭数の減少に直結することから、農家経営の維持には計画的な更新と保留、経営基盤の強化には規模拡大による増頭が必要であり、飼養に要する農家負担の軽減を図るためにも本施策は重要であることから、現行どおりの事業実施に向け意見を伺う。
課題	農業振興計画では繁殖和牛の頭数を1,800頭としており、目標頭数に達するのは難しい状況にある。 また、増頭に関しては牛舎や堆肥舎の増築が必要となるため、他事業での支援を併用しながら進めるが、経費や土地の問題等もあり、難しい課題もある。 飼料価格の高騰や子牛価格の下落は全国的な問題であることから、飼料価格や子牛価格の動向に注視しつつ、国や県へ支援の継続を求めていく必要がある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		原木しいたけ品評会開催事業補助金					
所管	企画振興		部		林業振興		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01		06		03		02
	一般会計		農林水産業費		林業費		林業振興費
対象者	広島県庄原市原木しいたけ生産協議会					対象者数など	交付者数:1団体(R05)
根拠法令等	庄原市林業振興補助金交付要綱						
HPアドレス							
実施目的	庄原市原木しいたけ生産協議会が主催する品評会開催経費へ補助金を交付し、優良品種及び生産技術等の共有化を行い、本市の農林業の振興及び農林家経営の安定向上を図る。						
事務事業の概要	しいたけ生産における優良品種、生産技術の向上を目的とした「広島県庄原市原木 乾・生しいたけ品評会」の開催経費に対し、定額の補助金を交付する。 対象者:庄原市原木しいたけ生産協議会 対象経費:広島県原木乾・生しいたけ品評会開催に係る経費 補助金額:43千円(実績)						
年度別実績概要	令和3年度	ホダ木づくりコンクールの部(乾しいたけの部、生しいたけの部) (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、庄原農業協同組合長賞、生産協議会長賞を決定・表彰)					
	令和4年度	ホダ木づくりコンクールの部(乾しいたけの部、生しいたけの部)、生しいたけ品評会 (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、庄原農業協同組合長賞、生産協議会長賞を決定・表彰)					
	令和5年度	ホダ木づくりコンクールの部(乾しいたけの部、生しいたけの部)、生しいたけ品評会 (庄原市長賞、日本きのこセンター理事長賞、ひろしま農業協同組合長賞、努力賞を決定・表彰)					

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	生産協議会へ補助金交付	74	66	43	183
							0
							0
		計		74	66	43	183
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		74	66	43	183

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	品評会開催回数	回		1	1	1	3
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	しいたけ生産量(乾燥)	kg		2,626	2,626	2,716	7,968
	2	しいたけ生産量(生)	kg		9,155	12,091	14,754	36,000
	3							0
備考	生産量は特用林産物生産統計調査による							

事務事業名	原木しいたけ品評会開催事業補助金
-------	------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者： 広島県庄原市原木しいたけ生産協議会					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	市内の森林資源(ほだ木)を活用した原木栽培のしいたけ生産について、協議会員である生産者自らの技術や優良品生産意欲を高めるために必要な事業である。継続が適当であると考え。
課題	生産者の高齢化等による生産戸数も減少傾向であるため、技術的、作業的な効率向上に向けた支援も必要である。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		地域木材住宅普及奨励金				
所管	企画振興		部	林業振興		課
実施期間	平成	20	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	06	03	02	3801	
	一般会計	農林水産業費	林業費	林業振興費	林業振興事業	
対象者	市民				対象者数など	住宅建築者
根拠法令等	庄原市地域木材住宅建築普及奨励金交付要綱					
HPアドレス						
実施目的	庄原市内で生産された地域木材の利用を促進することを目的とする。					
事務事業の概要	構造部材等への地域木材の使用量に応じ、奨励金の額を区分する。 2㎡以上、5㎡未満 10万円 5㎡以上、10㎡未満 20万円 10㎡以上、20㎡未満 40万円 20㎡以上 60万円 ・地域木材住宅を建築する者から申請を受ける。 ・内容を審査し、受理通知をする。 ・建築建物の地域木材使用状況を検査する。 ・適切であれば、交付決定をし、奨励金を交付する。					
年度別実績概要	令和3年度	実績なし				
	令和4年度	4件 140万円(27.74㎡:60万円、18.9㎡:40万円、7.91㎡:20万円、8.98㎡:20万円)				
	令和5年度	3件 100万円(5.41㎡:20万円、12.50㎡:40万円、16.47㎡:40万円)				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	地域木材住宅普及奨励金	0	1,400	1,000	2,400
							0
							0
		計		0	1,400	1,000	2,400
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他	森林環境整備基金			1,000	1,000
		一般財源		0	1,400	0	1,400

指標名称			単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	奨励金申請数	件		0	4	3	7
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	地域材使用材積	㎡		0.00	63.53	34.38	97.91
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名		地域木材住宅普及奨励金				
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		C				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者： 市民						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	拡充
視点	庄原産材の活用を促進し、地域の木材産業の活性化を図るために必要な事業と考える。
課題	過去には年間9件もの申請があった年度もあったが、近年は減少傾向である。 住宅着工戸数の減少も原因の可能性も考えられるが、制度の周知も不足していると思われるので、広報に努める。 (住宅建築情報誌への掲載あり)

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市最寄り買い店舗改装支援事業補助金				
所管	企画振興		部	商工観光		課
実施期間	平成	23	年度～	令和	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	07	01	02	4201	
	一般会計		商工費	商工費	商工振興費	商工振興事業
対象者	最寄り買い店舗を営んでいるもの				対象者数など	ー
根拠法令等	庄原市最寄り買い店舗改装支援補助金交付要綱					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/shokogyo/post/1411.html					
実施目的	日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装工事費を補助することで、最寄りの店舗での買い物やサービスを受けることが出来る仕組みを維持する。					
事務事業の概要	最寄りの店舗での買い物及びサービスを受けることが出来る仕組みを維持するため、日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗の改装工事に対して支援する。 【補助対象事業】 庄原市内にある最寄り買い店舗の改装事業で、次の各号のいずれにも該当するもの ①事業の対象となる店舗が過去において、庄原市まちなか活性化補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第105号)による補助金の交付を受けていないこと。 ②店舗の面積が200平方メートル未満の店舗であること。 ③庄原市まちなか活性化補助金交付要綱に定める区域以外にある店舗であること。 【補助金の額等】 次に掲げる工事及び附帯設備に要する経費の2/5以内補助 限度額:42万5千円 ①内装工事及び外装工事 ②給排水設備工事(給水負担金及び下水道負担金を除く) ③電気及びガス工事 ④サイン工事 ⑤空調設備、大型冷蔵庫等の付帯設備					
年度別実績概要	令和3年度	交付決定1件				
	令和4年度	交付決定1件				
	令和5年度	交付決定2件				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	最寄り買い店舗改装支援補助金交付額	425	425	670	1,520
							0
							0
		計		425	425	670	1,520
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		425	425	670	1,520

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助金活動件数	件		1	1	2	4
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	最寄り買い店舗維持数	店		1	1	2	4
	2							0
	3							0
備考	※数値計上が難しい際には、備考欄に「実績」「成果」について記載する。							

事務事業名 庄原市最寄り買い店舗改装支援事業補助金						
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者：最寄り買い店舗を営んでいるもの						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		—				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	人口減少や後継者不足等の影響により、本市の最寄り買い店舗は減少しているが、日常生活に必要な商品の販売及びサービスを提供している店舗(最寄り買い店舗)での買い物やサービスを受けることが出来る仕組みを維持するため、本制度は継続して実施すべきと考える。	
課題	この最寄り買い店舗改装支援補助金では、「庄原市まちなか活性化補助金」に定める区域以外にある店舗の改装支援を実施しており、最寄り買い店舗の改装支援でありながら、店舗の設置場所によって、補助率が異なっており、市内の店舗改装に対する支援策の調整が必要である。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		楽笑座管理運営事業					
所管	企画振興		部	商工観光		課	
実施期間	平成	17	年度～	令和		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目		事業	
	01	07	01	2	4206		
	一般会計	商工費	商工費	商工振興費	まちなか交流施設管理事業		
対象者	市民・団体等				対象者数など	ー	
根拠法令等	庄原市楽笑座設置及び管理条例、庄原市楽笑座設置及び管理条例施行規則						
HPアドレス							
実施目的	市民に交流の場を提供するとともに、施設の維持管理及び企画を支援し、市街地におけるにぎわいを創出することにより、中心市街地の活性化を図る。						
事務事業の概要	庄原市楽笑座の管理運営及び楽笑座を拠点にイベント等を実施する市民団体の活動を支援する。 【楽笑座の設置目的】 にぎわいと楽しみの場を創出し、商店街の活性化を図るとともに、テナントミックス（商業活性化を実現するための業種業態の組み合わせをいう。）に資するための施設 ・開館時間：午前9時～午後10時 ・休館日：水曜日、12/29～翌年1/3 ・使用申請可能な部屋等：休憩室（ステージを含む。）、多目的スペース、楽笑座前広場 ・管理形態：業務委託（受託者：庄原市社会福祉協議会 H31.4～R5.3） 直営（R5.4～） ・使用料：一般使用 520円/h 営利・宣伝等での使用 1,040円/h ※使用料の減免あり						
年度別実績概要	令和3年度	来館者数：延べ1,427人 業務受託者による楽笑座でのイベント企画：2回 楽笑座友の会（市負担金を交付している団体）による楽笑座でのイベント企画：2回 ※コロナ禍					
	令和4年度	館者数：延べ2,635人 ※市民会館・自治振興センターの改築工事による一時的な利用増である。 業務受託者による楽笑座でのイベント企画：2回 楽笑座友の会（市負担金を交付している団体）による楽笑座でのイベント企画：18回					
	令和5年度	来館者数：延べ1,499人					

実績指標

（単位：千円）

項目		内容	R3	R4	R5	計	
事業費 (インプット)	事業費	業務委託料	楽笑座まちなかにぎわいづくり市民交流事業業務委託	5,160	5,160	-	10,320
		負担金	楽笑座友の会負担金	150	150	-	300
		報酬・費用弁償	楽笑座(会計年度任用職員)			1,141	1,141
		計	5,310	5,310	1,141	11,761	
	財源	国県支出金				0	
		地方債				0	
		その他				0	
		一般財源		5,310	5,310	1,141	11,761

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	来館者数（施設使用許可含む。）	人		1,427	2,635	1,499	5,561
	2	業務委託によるイベント実績	回		2	2	-	4
	3							0
成果 (アウトカム)	1							0
	2							0
	3							0
備考	会議や打ち合わせ等による施設使用にとどまらず、県大生や高齢者等の幅広い世代間に使用されるとともに、事業者等の営業・宣伝の拠点として使用されることでまちなかのにぎわい創出、商店街の活性化につながる。テナントミックスに資する使用実績はない。							

事務事業名	楽笑座管理運営事業
-------	-----------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	C				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	C				
※受益者： 市民・団体等					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	C				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価

現行どおり

視点	楽笑座は、平成15年に市民活動の中から、まちなかの賑わいづくりや市民団体の活動拠点として整備要望がなされ、平成17年に市が国の補助金を活用して整備したものである。当初、飲食提供と交流事業の実施を想定し、設置及び管理条例においても「テナントミックス」の考え方が盛り込まれているが、施設も老朽化しており、「テナントミックス」を実現する事業者の参入は見込めない。平成27年度から市民交流サロンラッキーの機能を「楽笑座」に移し、現状、特定の市民活動団体の支援にとどまっているが、現行の設置目的に沿った施設運営の必要性を考える。
課題	・庄原まちなかには、庄原市民会館・庄原自治振興センターや、三軒茶屋など、楽笑座と一部の機能が重複する施設が整備されている。楽笑座にどのような機能をもたせるか検討が必要となっている。 ・施設の設置から19年が経過しており、施設が老朽化しているが、施設機能の方向性が不透明では大規模修繕は不可能と考える。 ・元「蔵」という建物の構造上、天井等、日常清掃が行き届かない部分も多く、見通しが悪く、さらには寒い。安心・安全な快適な施設とは言い難い。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		花と緑のまちづくり協議会負担金					
所管	企画振興		部	商工観光		課	
実施期間	令和	2	年度～	令和		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計	款	項	目		事業	
	01	07	01	03		4201	
	一般会計	商工費	商工費	観光交流費		観光交流事業	
対象者	花と緑のまちづくり協議会					対象者数など	交付者数:1団体
根拠法令等	特になし						
HPアドレス							
実施目的	「花と緑のまち・庄原」の充実を図り、四季を通じて、何度でも訪れてみたい庄原市の実現を目指す。また、次世代の担い手の育成や、「花と緑」に触れ合うことで「花と緑」のある生活の豊かさを普及・啓発することを目的とする。						
事務事業の概要	○魅力向上事業 ・庄原ガーデンセミナーの実施 ・庄原ジュニアガーデンコンクールの実施 ・庄原まちなかガーデンコンテストの実施 ・出張！お庭の相談会の実施						
年度別実績概要	令和3年度	○庄原ガーデンセミナーの開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回) ○庄原まちなかガーデンコンテストの開催(1回)					
	令和4年度	○庄原ガーデンセミナーの開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回) ○庄原まちなかガーデンコンテストの開催(1回)					
	令和5年度	○庄原ガーデンセミナーの開催(3回) ○庄原ジュニアガーデンコンクールの開催(1回) ○庄原まちなかガーデンコンテストの開催(1回) ○出張！お庭の相談会の実施(4回)					

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	負担金	花と緑のまちづくり協議会負担金	1,400	1,400	1,400	4,200
							0
							0
		計		1,400	1,400	1,400	4,200
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他		1,400	1,400	1,400	4,200
		一般財源		0	0	0	0

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 ガーデンセミナー参加人数	人		47	56	79	182
	2 ジュニアガーデンコンクール参加校	校		12	14	10	36
	3 ガーデンコンテスト参加人数	件		18	10	6	34
成果 (アウトカム)	1 備考欄に記載						0
	2						0
	3						0
備考	ガーデンセミナーを通じて、花と緑を楽しむ人の裾野を広げることにつながっている。また、ジュニアガーデンコンクール(R5:10校)を実施することで、次世代の担い手の育成につながることが期待される。						

事務事業名		花と緑のまちづくり協議会負担金				
評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者：花と緑のまちづくり協議会						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		現行どおり
視点	しょうばら花会議や市内各種団体、事業者等と連携し、花と緑を楽しむ人の裾野を広げるとともに次世代の担い手を育成し、花と緑を愛でることからシビックプライドの醸成へとつなげ、地域の持続的発展をめざす。	
課題	ガーデンセミナーやジュニアガーデンコンクールを開催することにより、花と緑を楽しむ人の裾野を広げるとともに次世代の担い手の育成に取り組んでいるが、ガーデンセミナー参加者の年代層に偏りがあるため、幅広い層が参加したくなる企画の開発が必要である。	

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	しょうばら花会議負担金
-------	-------------

所管	企画振興		部	商工観光		課
実施期間	平成	22	年度～	令和		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	07	01	03	4201	
	一般会計		商工費	商工費	観光交流費	観光交流事業
対象者	しょうばら花会議				対象者数など	会員数：92人
根拠法令等	特になし					
HPアドレス	https://shobaraflower.jp/whathanakagi.html					
実施目的	花会議は、身近な玄関先から「花と緑のまちづくり」を推進するため、日常生活で身近な鉢植えやプランター、お庭の花壇、畑など、積極的にガーデニングに取り組んでいる人を応援する事業を行い、花と緑の美しい景観づくりにより、「地域コミュニティの輪」や「青少年の健全育成」、そして「交流人口の滞在時間の増加による地域活性化」に寄与することを目的とする。					
事務事業の概要	○月例ガーデニング実習・講習会 国営備北丘陵公園で、毎月集まり景観ボランティア作業を行いながら、ガーデニング講習と実習を行った。 ○寄せ植え講習会講師派遣 ○小中学校講師派遣 ○フラワーロードの寄せ植えと除草作業 ○寄せ植え講習・体験イベントの実施 ○庄原さとやまオープンガーデン(春・秋)					
年度別実績概要	令和3年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○さとやまオープンガーデン写真集の制作 ○庄原市内で開催された各種イベントへの参加				
	令和4年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○庄原市内で開催された各種イベントへの参加 ○しょうばら花会議のホームページ、オープンガーデンのInstagramを開設				
	令和5年度	○小中学校、各種団体へ寄せ植え講習会講師派遣 ○庄原市内で開催された各種イベントへの参加 ○しょうばら花会議のホームページ、オープンガーデンのInstagramを開設				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	負担金	しょうばら花会議負担金	2,420	2,420	2,420	7,260
							0
							0
		計		2,420	2,420	2,420	7,260
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		2,420	2,420	2,420	7,260

指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 庄原さとやまオープンガーデンの開催	回	2	0	2	2	4
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 庄原さとやまオープンガーデンの来訪者数	人		0	16,338	22,811	39,149
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名		しょうばら花会議負担金				
-------	--	-------------	--	--	--	--

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: しょうばら花会議					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価		現行どおり
--------------	--	--------------

視点	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年度と3年度の2か年は開催出来なかったが、4年度より再開された。本市を代表する観光イベントの1つである「庄原さとやまオープンガーデン」は、観光交流人口の拡大、市民の生きがい創出など、「しょうばら花会議」の活動の成果が様々な分野に発展した取り組みとなっている。
課題	庭主の高齢化に伴い、オープンガーデンに参加される庭数が減少しており、持続可能な仕組みの構築が求められている。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名		庄原市カーブ応援隊実行委員会負担金					
所管	企画振興		部	商工観光		課	
実施期間	平成	17	年度～	令和		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款	項		目	事業
	01	07	01	03		4201	
	一般会計		商工費	商工費	観光交流費	観光交流事業	
対象者	庄原市カーブ応援隊実行委員会					対象者数など	交付者数:1団体
根拠法令等	特になし						
HPアドレス	http://shobara-info.com/carp/						
実施目的	平成17年に合併した新生庄原市において、行政、各種団体、企業、市民等が一体となった「カーブ」の応援を通じて、広く庄原市をPRし、球団及び市外の地域との交流を重ね、観光PR・地域特産品の販売促進等を行うことにより、本市への誘客を促進し、交流人口の拡大を図ることで、地域活性化に寄与する。						
事務事業の概要	○カーブ観戦ツアー ・外野年間指定席40席を購入し、カーブ観戦バスツアー（カーブ応援隊）を実施。 ・宮崎県日南市、山口県由宇町、庄原市の3地区合同特産品販売 ・庄原デーで特産品販売、子どもミュージカルの出演、丘陵公園のPR等 ○カーブ選手ふれあいイベント ・ジョイフル、丘陵公園でカーブ選手のトークショー、撮影会等 ○日南キャンプ訪問 ・庄原市の特産品を持ってPR						
年度別実績概要	令和3年度	観戦ツアー参加人員:2,149人					
	令和4年度	観戦ツアー参加人員:1,833人					
	令和5年度	観戦ツアー参加人員:2,092人					

実績指標

（単位：千円）

		項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	負担金	庄原市カーブ応援隊実行委員会負担金	957	1,274	1,213	3,444
							0
							0
		計		957	1,274	1,213	3,444
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		957	1,274	1,213	3,444

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 カーブ観戦ツアー参加者	人		2,149	1,833	2,092	6,074
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 カーブ観戦ツアー参加者	人		2,149	1,833	2,092	6,074
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市カーブ応援隊実行委員会負担金
-------	-------------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)		
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見		評価委員会
優先度	B					
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度	B					
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性	B					
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度	A					
※受益者：庄原市カーブ応援隊実行委員会						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度	A					
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性	B					
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性	B					
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症が5類に移行したこともあり、年間の参加者数は2,092人と令和4年度を259人上回った。
課題	マツダスタジアム等での庄原観光及び特産品等のPRはできているが、交流人口の拡大などへの成果については把握しにくい状況にある。

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	庄原市道路草刈り作業実施交付金
-------	-----------------

所管	環境建設		部	建設	課
実施期間	平成	17	年度～		年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目	事業
	1	8	2	2	4601
	一般	土木費	道路橋梁費	道路維持費	道路橋梁費道路維持修繕事業
対象者	自治振興区 他			対象者数など	
根拠法令等	庄原市道路草刈り作業実施交付金交付要綱				
HPアドレス	httpswww.city.shobara.hiroshima.jpmainindustrydoropost_642.html				
実施目的	市道及び市が管理する農林道(以下「道路」という。)の草刈り作業を実施した地域に予算の範囲内において交付金を交付し、環境の保全及び生活の安全確保を図る				
事務事業の概要	(交付の対象) 市道の路側及び法面の草刈り・集草作業(刈幅おおむね1メートル)であって、地域ぐるみの奉仕作業として実施されるもので、交付の対象は、自治振興区及び自治振興区を構成する地域、その他市長が適当と認める地域の団体とする。 (作業の実施) 作業は毎年度4月から10月の間に行う (交付金の額等) 交付金の額は、作業を実施した延長(片側延長)に1メートルあたり12円を乗じた額の範囲内とし、交付金の交付は1路線あたり年1回限りとする。				
年度別実績概要	令和3年度	実施団体数 199団体 実施延長 2,077,295メートル 交付金額 24,927,540円(1メートルあたり12円)			
	令和4年度	実施団体数 200団体 実施延長 2,073,785メートル 交付金額 24,885,420円(1メートルあたり12円)			
	令和5年度	実施団体数 198団体 実施延長 2,053,843メートル 交付金額 24,646,116円(1メートルあたり12円)			

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費	交付金	24,928	24,886	24,647	74,461
						0
						0
		計	24,928	24,886	24,647	74,461
	財源	国県支出金				0
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	24,928	24,886	24,647	74,461

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 実施団体数	団体		199	200	198	597
	2 実施延長	m		2,077.295	2,073.785	2,053.843	6,204.923
	3						0
成果 (アウトカム)	1						0
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市道路草刈り作業実施交付金
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=-1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	B				
※受益者: 自治振興区 他					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	拡充
視点	当該交付金は、市の管理する道路の維持管理において、重要な草刈りを実施するための交付金であるが、下記のような課題を抱えており、交付金の金額を15円/㎡程度に増額することによって、持続可能な事業とすることが可能かどうか意見を求める。
課題	市道の草刈りについては、建設業者及びシルバー人材センター等への業務委託で対応している路線と、庄原市道路草刈り作業実施交付金で対応している路線があるが、近年、受け手であるシルバー人材センターにおいて、作業員の高齢化等により実施できない路線が出ている。また、実施していただいている地域においても、作業の担い手の減少や高齢化により、一人当たりの作業量が増大していることに加え燃料価格等の高騰も続いている中で、交付金増額の要望が強い。 【近隣市町の状況】 ・三次市 20円/㎡、神石高原町 45円/㎡、世羅町 15円/㎡

庄原市行政評価シート

令和6年度評価

事務事業名	庄原市生活道整備補助金
-------	-------------

所管	環境建設 部 建設 課			
実施期間	平成	17	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目
	1	8	2	2
	一般会計	土木費	道路橋梁費	道路維持費
対象者	事業を行おうとする当該生活道の所有者又は利用者			対象者数など 不特定多数
根拠法令等	庄原市生活道整備補助金交付要綱			
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/industry/doro/post_641.html			
実施目的	生活道の整備を行う者に予算の範囲内で補助金を交付し、住民の日常生活の利便性及び公共の福祉の向上に資する。			
事務事業の概要	道路法第3条に規定する道路以外の道路であって、日常生活において通行道路として利用し、一般交通の用に供する生活道の新設、改築、修繕工事に対して、事業費の40%(限度額64万円)を補助する。			
年度別実績概要	令和3年度	総工事費 4,789,950円 補助金額1,911,000円 交付件数9件		
	令和4年度	総工事費10,456,820円 補助金額4,097,000円 交付件数10件		
	令和5年度	総工事費 9,792,060円 補助金額3,911,000円 交付件数14件		

実績指標

(単位:千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費					
事業費 (インプット)	補助金	生活道整備補助金	1,911	4,097	3,911	9,919
						0
						0
		計	1,911	4,097	3,911	9,919
	国県支出金					0
	財源	地方債				0
		その他				0
	一般財源		1,911	4,097	3,911	9,919

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 新設、改築及び修繕延長	m		195	539	212	946
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 受益者世帯数	戸		9	11	19	39
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	庄原市生活道整備補助金
-------	-------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	B				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者：事業を行うとする当該生活道の所有者又は利用者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	現行どおり
視点	法定道路沿線の住民の利便性の平準化と、生活環境の改善に向け、生活道路の整備を推進しているが、経年劣化による舗装の劣化や生活環境の変化による付け替え、豪雨災害の復旧など、ニーズは多様化している。
課題	工事の条件が悪い場合、事業費及び自己負担額が過大となり、事業化を断念する場合がある。

事務事業名		生ごみ処理機器購入補助金					
所管	環境建設		部		環境政策		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）	
予算科目	会計		款		項		目
	01.	04	01	05	2401		事業
	一般会計		衛生費		保健衛生費		環境衛生費 保健衛生費 環境衛生推進事業
対象者	市民					対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市生ごみ処理機器購入補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第88号)						
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_255.html						
実施目的	生ごみ処理機器を購入・設置した者に対し、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進し、より良い環境づくりを図る。						
事務事業の概要	1. 補助対象 ・生ごみ処理容器および生ごみ処理機を購入し、設置した者（事業所は除く） ・市税、納付金等を世帯員が滞納していない ・1世帯につき1台 ※生ごみ処理容器・・・生ごみを処理するため、微生物を利用し、堆肥化させる容器（コンポスト） ※生ごみ処理機・・・生ごみを電氣的に処理し、減量化または堆肥化させる処理機 2. 補助金額 機器購入費の1/2（100円未満切捨て） 3. 補助上限額 上限16,000円						
年度別実績概要	令和3年度	交付件数 21件 交付額 220,000円					
	令和4年度	交付件数 20件 交付額 225,100円					
	令和5年度	交付件数 19件 交付額 231,900円					

実績指標 (単位:千円)

項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	補助金	220	226	232	678
					0
					0
	計	220	226	232	678
	国県支出金				0
財源	地方債				0
	その他				0
	一般財源	220	226	232	678

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 補助金申請件数	件		21	20	19	60
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 生ごみ処理器設置件数【交付件数】	件		21	20	19	60
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	生ごみ処理機器購入補助金
-------	--------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=-1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者: 市民					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	現行どおり
視点	循環型社会の形成や、燃えるごみの処理体系の整備などに向け、燃えるごみの減量化は非常に重要なものとなっている。 生ごみ処理機器の利用は燃えるごみの減量化に大いに資するものであり、より一層の普及を図るべきであると考え。
課題	例年一定の申請数はあるが、制度開始当初(合併当初)に比べると近年は半数程度の申請数となっている。

事務事業名 飲料水供給施設整備費補助金

所管	環境建設		部	環境政策		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	04	03	01	2802	
	一般会計	衛生費	水道整備費	水道事業費	水道整備費	水源確保事業
対象者	市民、転入者及び集会施設				対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱(平成17年庄原市告示第95号)					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_685.html					
実施目的	飲用水が不足する地域の住宅及び集会施設に対し、飲用水の供給を目的として整備し、生活環境の改善を図る。					
事務事業の概要	・補助対象 庄原市水道事業計画給水区域及び簡易水道計画区域内の給水可能な区域以外において、新たにボーリング方式等により水源を整備する者及び集会施設。 1日当たり300リットルに申請戸数を乗じた数以上の水量が確保でき、且つ、水質が公的機関の行う飲適検査に適合すること。 市税、納付金等を滞納していないこと。 ・補助額 補助経費の2分の1以内(千円未満切り捨て)。 補助施設を整備するのに直接必要な経費を補助経費とし、1戸申請の場合80万円を、2戸以上共同申請の場合はその戸数に72万円を乗じた額を上限とする。 ・事務の流れ 申請書類受理、審査 → 交付決定 → 事業着手 → 実績報告書類受理、審査 → 実地検査 → 交付確定					
年度別実績概要	令和3年度	交付件数 29件 交付額 13,211千円				
	令和4年度	交付件数 23件 交付額 9,200千円				
	令和5年度	交付件数 24件 交付額 9,920千円				

実績指標

(単位:千円)

事業費 (インプット)	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金		13,211	9,200		22,411
							0
							0
		計		13,211	9,200	0	22,411
	財源	国県支出金					0
		地方債					0
		その他					0
		一般財源		13,211	9,200	0	22,411

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助金申請件数	件		29	23		52
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	飲料水供給施設設置件数【交付件数】	件		29	23		52
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	飲料水供給施設整備費補助金
-------	---------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優 先 度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認 知 度		B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有 効 性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者: 市民、転入者及び集会施設						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		B				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代 替 性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	本制度は困窮者に対する生活支援を目的とするものであり、必要性の高い事業であると考えられる。
課題	本制度では「飲適検査に適合する」ことを補助交付要件としているが、飲用井戸の検査は厚生労働省が定める水質基準項目の内、一部項目の適合のみが求められるだけとなっている。必須検査項目から外れている事項が基準値を超えている場合は申請者と施行業者にて対応すべき事案となる。

事務事業名	地域ごみ集積所設置補助金
-------	--------------

所管	環境建設		部	環境政策		課
実施期間	平成	17	年度～			年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計		款	項	目	事業
	01	04	02	02	2602	
	一般会計	衛生費	清掃費	塵芥処理費	リサイクルプラザ管理運営事業	
対象者	自治会・班など、地域で構成される団体				対象者数など	不特定多数
根拠法令等	庄原市地域ごみ集積所設置補助金交付要綱(平成17年3月31日告示第91号)					
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/system/post_490.html					
実施目的	地域が一体となって新たにごみ集積所を整備する地域に予算の範囲内において補助金を交付し、地域の環境、景観を保持し、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事務事業の概要	○交付対象…地域が一体となって、ごみを搬出している地域において、地域の代表者を中心に、地域の実情に応じて地域ごみ集積所を整備する地域を対象とする。 ○補助対象経費…補助対象となる経費は、集積所を整備（修繕に係るものを除く。）するのに直接必要な経費のみとする。 ○補助率及び限度額…補助率は、直接経費の2分の1以内とし、補助金の額は、4万円を限度（100円未満切り捨て）とする。					
年度別実績概要	令和3年度	ごみ集積所設置件数 10件(庄原 4件、東城3件、比和1件、口和 1件、総額1件)				
	令和4年度	ごみ集積所設置件数 7件(庄原 4件、東城2件、高野1件)				
	令和5年度	ごみ集積所設置件数 12件(庄原6件、西城1件、東城4件、総額1件)				

実績指標 (単位:千円)

事業費 (インプット)	項目	内容	R3	R4	R5	計
	事業費	補助金	393	278	474	1,145
財源						0
						0
	計		393	278	474	1,145
	国県支出金					0
	地方債					0
	その他					0
	一般財源		393	278	474	1,145

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 補助申請件数	件		10	7	12	29
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 ごみ集積所設置件数【交付件数】	件		10	7	12	29
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	地域ごみ集積所設置補助金
-------	--------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		B				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者：自治会・班など、地域で構成される団体						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		A				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		A				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価	現行どおり
視点	ごみ集積所は、地域のごみを集めるだけでなく、正しい分別を地域で支える(学習する)ため重要な施設となっている。経年劣化のため、ごみ集積所を新規に設置する自治会に向けた有効な制度であると考えます。
課題	新規設置及び更新時に対応する制度であるため、修繕に対する要望に対応できていない。

事務事業名	木造住宅耐震改修促進事業補助金
-------	-----------------

所管	環境建設	部	都市整備	課
実施期間	平成	21	年度～	年度（終期設定が無い場合は終期を空白）
予算科目	会計	款	項	目
	01	08	06	04
	一般会計	土木費	住宅費	建築管理費
対象者	補助対象建築物の所有者又は居住者			対象者数など 推定5,346戸（H30住宅・土地統計調査）
根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律、庄原市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱、庄原市耐震改修促進計画（第3期計画）			
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post-1548.html			
実施目的	木造住宅の耐震改修のために実施する耐震診断及び耐震改修等工事に要する費用の一部を補助し、地震による建築物の倒壊の被害から市民の生命、身体及び財産を保護する。			
事務事業の概要	【補助対象建築物】 市内に存する木造在来軸組工法及び伝統的工法の住宅で次の要件の全てに該当するもの ・昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る） ・居住の実態があること ・地階を除く階数が3以下であること 【補助対象者】 ・補助対象建築物の所有者（市外の者も可）又は現に居住している者 ・庄原市税の滞納がない者（世帯員全員） 【補助金額】 ・耐震診断：耐震診断に要する経費の2/3の額以内 限度額4万円 ・耐震改修工事：耐震改修工事に要する経費の4/5の額以内 限度額100万円 ・現地建替え工事：現地建替え工事に要する経費の4/5の額以内 限度額100万円 ・非現地建替え工事：対象住宅の除却に要する経費の23%の額以内 限度額83.8万円			
年度別実績概要	令和3年度	補助件数：0件 事業費：0円 補助額：0円		
	令和4年度	補助件数：0件 事業費：0円 補助額：0円		
	令和5年度	補助件数：除却4件 事業費：11,095,000円 補助額：2,467,000円		

実績指標 (単位：千円)

	項目	内容	R3	R4	R5	計
事業費 (インプット)	事業費	補助金	0	0	2,467	2,467
						0
						0
		計	0	0	2,467	2,467
	財源	国県支出金	0	0	1,848	1,848
		地方債				0
		その他				0
		一般財源	0	0	619	619

	指標名称	単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1 補助金採択件数	件		0	0	4	4
	2						0
	3						0
成果 (アウトカム)	1 耐震化(除却含む)された住宅の件数	件		0	0	4	4
	2						0
	3						0
備考							

事務事業名	木造住宅耐震改修促進事業補助金
-------	-----------------

評価項目	所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)				市民意見	評価委員会
優先度	A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。				
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。				
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。				
認知度	B				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。				
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。				
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。				
有効性	A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。				
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。				
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。				
受益者満足度	A				
※受益者：補助対象建築物の所有者又は居住者					
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。				
B	どちらともいえない。				
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)				
市民(納税者)納得度	A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。				
B	どちらともいえない。				
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。				
代替性	B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。				
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。				
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。				
まちづくり基本条例適合性	B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。				
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。				
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。				

所管課評価	拡充
視点	近年各地で大きな地震が頻発しており、本市でもいつ地震の被害を受けるかわからない状況である。本補助制度は、地震による住宅の倒壊等から市民の生命、身体及び財産の保護に必要な事業であり、令和5年度からは、従来の耐震改修工事に建替え工事及び除却工事も補助メニューに追加し、耐震化を促進している。 住宅の耐震化に対する関心は高まってきており、耐震改修等工事の相談や申請が増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を拡充し実施することについて意見を求める。
課題	住宅の耐震化を進めるためには、耐震診断を積極的に実施し耐震改修等工事を促すことが必要であるが、耐震診断の補助実績は過去に4件あるが令和3年度以降はなく、住宅所有者の金銭的負担が支障となっていることが考えられる。

事務事業名	危険建物除却促進事業補助金
-------	---------------

所管	環境建設部都市整備課				
実施期間	平成28年度～令和8年度	（終期設定が無い場合は終期を空白）			
予算科目	会計	款	項	目	事業
	01	08	06	04	5402
	一般会計	土木費	住宅費	建築管理費	建築管理事業
対象者	対象建築物又は建物が存する土地の所有者又は相続人			対象者数など	推定4,570戸（H30住宅・土地統計調査）
根拠法令等	空家等対策の推進に関する特別措置法、庄原市老朽危険建築物除却促進事業補助金交付要綱、庄原市空き家等対策計画（第2期計画）				
HPアドレス	http://www.city.shobara.hiroshima.jp/main/life/residence/post-382.html				
実施目的	老朽化した危険建築物の除却に要する費用の一部を補助し、防災、衛生、景観等の居住環境の改善を図る。				
事務事業の概要	【補助対象建築物】 ・市内に存する現に使用されていない住宅（過半を居住の用に供していたものに限る）であること ・老朽危険建築物（住宅の不良度が高く、周辺環境への影響を及ぼすもの）の認定を受けたもの 【補助対象者】 ・対象建築物の所有者又は相続人 ・対象建築物の存する土地の所有者又は相続人 【補助金額】 ・除却工事に要する経費の1/3の額以内 限度額30万円				
年度別実績概要	令和3年度	補助件数：6件 事業費：10,369,600円 補助額：1,800,000円			
	令和4年度	補助件数：11件 事業費：20,524,343円 補助額：3,300,000円			
	令和5年度	補助件数：12件 事業費：27,389,600円 補助額：3,600,000円			

実績指標 (単位：千円)

	項目		内容	R3	R4	R5	計
	事業費		補助金	1,800	3,300	3,600	8,700
事業費 (インプット)							0
							0
			計	1,800	3,300	3,600	8,700
	財源	国県支出金	社会資本整備総合交付金	900	1,650	1,800	4,350
		地方債		-	-	-	0
		その他		-	-	-	0
		一般財源		900	1,650	1,800	4,350

	指標名称		単位	基準値	R3	R4	R5	計
実績 (アウトプット)	1	補助金採択件数	件		6	11	12	29
	2							0
	3							0
成果 (アウトカム)	1	除却された老朽危険空き家の件数	件		6	11	12	29
	2							0
	3							0
備考								

事務事業名	危険建物除却促進事業補助金
-------	---------------

評価項目		所管課	市民意見	評価委員会	評価平均(上段)・分布(下3段)	
(評価は、A=1,B=0,C=△1とした平均値で、A,B+,B,B-,Cの5段階判定)					市民意見	評価委員会
優先度		A				
A	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が高い事業である。					
B	同じ分野の他の事業と比較し、優先度は中くらいの事業である。					
C	同じ分野の他の事業と比較し、優先度が低い事業である。					
認知度		A				
A	対象者以外にも、おおむねの内容は知られている事業である。					
B	対象者には、おおむねの内容は知られている事業である。					
C	一部の者を除き、事業があることすら知られていない。					
有効性		A				
A	費用に対して、効果・成果が高い事業である。					
B	費用に対して、効果・成果が中くらいの事業である。					
C	費用に対して、効果・成果が低い事業である。					
受益者満足度		A				
※受益者：対象建築物又は建物が存する土地の所有者又は相続人						
A	受益者(対象者)は、満足している事業内容である。					
B	どちらともいえない。					
C	受益者(対象者)が、満足できない事業内容である。(改善要望がある ほか)					
市民(納税者)納得度		A				
A	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外も納得できる事業である。					
B	どちらともいえない。					
C	目的・費用・自己負担・内容等から、対象者以外は納得できない事業である。					
代替性		B				
A	収益性や技術面から民間での実施が難しく、市が実施すべき事業である。					
B	民間での実施も可能であるが、公共性・公平性などから市が関与すべき事業である。					
C	市の関与は委託や助成とし、民間等での実施を検討すべき又は市が関与する必要はない事業である。					
まちづくり基本条例適合性		B				
A	市民(団体等を含む。)の自立を促進する事業である。					
B	市民の自立促進までは期待できないが、条例の趣旨(市民が主役のまちづくり)に沿った事業である。					
C	条例の趣旨に沿った実施形態となるよう、手法・内容を見直すべき(終了を含む。)事業である。					

所管課評価		拡充
視点	老朽化した危険な空き家の除却について、本補助制度の周知等を進めてきた結果、除却実績の向上が図られ、一定の効果がみられる。老朽危険空き家が地域に及ぼす影響は大きく、市の空き家等対策計画(第2期計画)においても老朽危険空き家数を減少させる目標を設定していることから、引き続き危険空き家の除却を促進し、居住環境を改善していく必要がある。 空き家に対する関心は年々高まってきており、補助の対象となる物件の認定件数も増加する中、今後においても、広報・啓発活動に取り組み、本事業を拡充し実施することについて意見を求める。	
課題	人口減少や既存住宅の老朽化等の構造的な背景により、空き家総数及び老朽危険空き家数は増加傾向にある。 本補助制度は、空き家の所有者又は相続人からの申請によるが、空き家の相続登記がされておらず相続関係者等の所在が不明なケースが増加しており、本補助制度での対応が困難な空き家が存在する。	